※　７年産調査と８年産調査の計画を一体的に掲載
（1～29 ページが７年産調査、30～57 ページが８年産調査の計画）

７年産の計画

調査計画

１　調査の名称

作物統計調査

（その１：耕地面積調査、水稲に係る調査）(注１)

（注１）本調査は、面積調査及び作況調査の２種類とする。
面積調査は、耕地面積調査及び作付面積調査に区分する。
作況調査は、予想収穫量調査及び収穫量調査に区分する。
水稲については、このうち、予想収穫量調査及び収穫量調査を行う。水稲の作付面積については、注７を参照。

２　調査の目的

本調査は、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）に基づき、作物統計（法第２条第４項第３号に規定する基幹統計）を作成することにより耕地及び作物の生産に関する実態を明らかにし、農業行政の基礎資料を整備することを目的とする。

３　調査対象の範囲

（１）地域的範囲（■全国　□その他）

（２）属性的範囲（□個人　□世帯　□事業所　□企業・法人・団体　□地方公共団体　■その他）

ア　耕地面積調査

農作物の栽培を目的とする土地及び農作物の栽培を目的としていた土地

イ　予想収穫量調査、収穫量調査

水稲の栽培の用に供される土地

４　報告を求める個人又は法人その他の団体

（１）報告者数

（２）報告者の選定方法（□全数　■無作為抽出（□全数階層あり）　□有意抽出）

（３）報告義務者

耕地面積調査、水稲に係る予想収穫量調査及び収穫量調査については、報告者（耕地の所有者又は耕作者）から回答を求める方法に代えて、地方農政局等(注２)の職員又は統計調査員による実測、巡回・見積り及び情報収集（以下「実測調査」という。）により行う。

耕地面積調査を行う標本単位区（全国の区域を区分して設けた耕地が存在する区域（単位区）から抽出した区域：約29,000単位区）並びに水稲に係る予想収穫量調査及び収穫量調査を行う作況標本筆（水稲の栽培の用に供される土地のうちから農林水産大臣が定めるところにより抽出した区域：約8,000筆）の抽出方法については、**別添３**の「１　標本単位区の抽出方法」及び「２　作況標本筆の抽出方法」を参照。

（注２）「地方農政局等」とは、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局農林水産センターをいう。

5　報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

（１）報告を求める事項（注３）

ア　耕地面積調査（詳細は、別紙「調査事項」を参照）
　　耕地の田畑別面積、耕地の田畑別の拡張及びかい廃面積

イ　予想収穫量調査（詳細は、別紙「調査事項」を参照）
　　水稲の時期別の予想収穫量

ウ　収穫量調査（詳細は、別紙「調査事項」を参照）
　　水稲の収穫量

〔集計しない事項の有無〕　■無　□有

（注３）いずれの調査についても実測調査として様々な情報を収集して行うことから、報告を求める事項は、取りまとめる事項として記載している。

（２）基準となる期日又は期間

調査ごと及び作物ごとに農林水産大臣が定める調査期日現在によって行う（**別添１**の「１　耕地面積調査」、「３　予想収穫量調査」及び「４　収穫量調査」を参照）。

6　報告を求めるために用いる方法

（１）調査系統

農林水産省－地方農政局等（注４）－統計調査員

（注４）地方農政局等のうち、内閣府沖縄総合事務局農林水産センターは、内閣府沖縄総合事務局を経由して農林水産省との間における事務を行う。

（２）調査方法

□郵送調査 □オンライン調査（□政府統計共同利用システム □独自のシステム □電子メール）　■調査員調査　■その他（職員調査）

〔調査方法の概要〕

地方農政局等の職員又は統計調査員による実測調査

7　報告を求める期間

（１）調査の周期

□１回限り □毎月 □四半期 ■１年 □２年 □３年 □５年 □不定期 ■その他（予想収穫量調査は年２回）

（２）調査の実施期間又は調査票の提出期限

ア　耕地面積調査（注５）

７月上旬～７月下旬

イ　予想収穫量調査（注６）

（９月 25 日現在調査）９月中旬～９月下旬

（10 月 25 日現在調査）10 月中旬～10 月下旬

ウ　収穫量調査

水稲の収穫期

（注５）７月中に調査を行うことを原則としつつ、地方農政局等の職員又は統計調査員が現地に赴いて実測調査として行う性格上、梅雨や高温などの天候状況を考慮し、必要に応じて６月から実測調査を行う場合がある。これにより、調査の基準となる７月15日までに実測調査を終えた地域にあっては、状況に大きな変動が見られなければ、当該調査結果を７月15日時点の結果として扱う。

（注６）水稲の生育状況に合わせて適期に調査を実施する必要があり、実測調査の適期が調査の実施期間前である場合は、当該期間以前に調査を行う場合がある。また、実測調査により得られた情報は、順次蓄積し、予想収穫量調査（9月25日現在、10月25日現在）及び、収穫量調査の集計の際に継続して使用する。

８　集計事項

前記５（１）に掲げる事項について、都道府県別等に集計する。

詳細については、**別添４**（注７及び８）を参照。

（注７）水稲に係る作付面積については、実測調査を行わず、「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」（平成26年４月１日付け25生産第3578号）に基づき、農林水産省が各都道府県・各地域別に公表する作付状況のデータを活用し、補完の上、取りまとめ、公表する。

（注８）水稲に係る７月15日現在の10ａ当たり収量の前年比見込み（徳島県、高知県、宮崎県及び鹿児島県の早期栽培並びに沖縄県の第一期稲に限る。）及び８月15日現在の10ａ当たり収量の前年比見込み（徳島県、高知県、宮崎県及び鹿児島県の早期栽培並びに沖縄県の第一期稲を除く。）については、実測調査を行わず、気象データ及び人工衛星データを利用した予測により推計し、公表する。

９　調査結果の公表の方法及び期日

（１）公表の方法（■e-Stat □インターネット（e-Stat以外） □印刷物 □閲覧（　））

（２）公表の期日

各調査結果の公表予定時期は、**別添５**を参照。

10　使用する統計基準等

□使用する→□日本標準産業分類 □日本標準職業分類 □その他（　）

■使用しない

本調査は、専ら耕地・農産物に関する調査であり、日本標準産業分類を適用する余地が小さいことから使用しない。

11　調査票情報の保存期間及び保存責任者

関係書類名	保存期間	保存責任者
調査票の原票	５年	地方農政局等の長
調査票の内容を収録した電磁的記録	永年	農林水産省大臣官房統計部長

12　立入検査等の対象とすることができる事項

本調査の事務に従事する職員は、正確な報告を確保する特段の必要があるときは、前記５（１）に掲げる事項について、耕地の所有者又は耕作者に対して、資料の提出を求め、又は必要な場所の立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

調査計画

１　調査の名称

作物統計調査

（その２：麦類、大豆、そば、なたね、てんさい、さとうきび、野菜及び花きに係る調査）(注１)

（注１）本調査は、面積調査及び作況調査の２種類とする。
面積調査は、耕地面積調査及び作付面積調査に区分する。
作況調査は、予想収穫量調査及び収穫量調査に区分する。
麦類、大豆、そば、なたね、てんさい、さとうきび、野菜及び花きについては、このうち、作付面積調査及び収穫量調査を行う。

２　調査の目的

本調査は、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）に基づき、作物統計（法第２条第４項第３号に規定する基幹統計）を作成することにより耕地及び作物の生産に関する実態を明らかにし、農業行政の基礎資料を整備することを目的とする。

３　調査対象の範囲

（１）地域的範囲（■全国　■その他(注２)）

農林水産大臣が定める選定基準（**別添２**を参照）に合致する種類の作物ごとに農林水産大臣が定める地域（**別添１**の「２　作付面積調査」及び「４　収穫量調査」を参照）(注３)

（注２）「その他」とは、作物ごとに別添１に記載する主産県を意味する。
（注３）さとうきびについては、鹿児島県及び沖縄県の範囲を対象としているが、鹿児島県のうち、屋久島を除く島しょ部については、鹿児島県が公表する資料を活用することから、調査を行わない。

（２）属性的範囲（■個人　■世帯　■事業所　■企業・法人・団体　□地方公共団体　□その他）

ア　農業協同組合、日本ビート糖業協会、製糖会社、製糖工場、集出荷団体、集出荷業者、野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）第10条第1項に規定する登録生産者（以下「登録生産者」という。）、その他の関係団体（以下「関係団体等」という。）

イ　農林業経営体

４　報告を求める個人又は法人その他の団体

（１）報告者数

ア　農業協同組合、集出荷団体、集出荷業者、登録生産者（野菜に限る。）、その他の関係団体（麦類、大豆、そば、なたね、野菜及び花き）

全国調査実施年：約4,000、主産県調査実施年：約3,900（延べ）（全数）

調査対象名簿は、地方農政局等(注４)が地方公共団体や関係団体等から情報収集により作成した関係団体等名簿（作物別）

（注４）「地方農政局等」とは、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局農林水産センターを

いう。

イ　日本ビート糖業協会（てんさい）：１（全数）

ウ　製糖会社・製糖工場等（注５）（さとうきび）：約30（全数）

調査対象名簿は、地方農政局等が地方公共団体や関係団体等から情報収集により作成したさとうきび調査対象一覧表

（注５）　農業協同組合が製糖工場を運営している場合には、当該農業協同組合に対して報告を求める。

エ　農林業経営体（てんさい及びさとうきびの調査を除く。）

全国調査年：約55,000

主産県調査年：約32,000

（母集団の大きさは、直近の農林業センサスにおいて把握した農林業経営体のうち、農産物の出荷先について、「農協へ」及び「農協以外の集出荷団体へ」のみに回答があった農林業経営体を除いたもの約290,000）

調査対象名簿は、調査実施時期に利用可能な直近の農林業センサスの結果から作成した名簿について、農業構造動態調査の結果を踏まえた情報収集等により毎年補正した標本経営体母集団名簿（作物別）

（２）報告者の選定方法（■全数　■無作為抽出（■全数階層あり）　■有意抽出）

ア　関係団体等については、全数調査により行う。

イ　農林業経営体については、全数階層と標本階層に区分し、全数階層は全数調査により、標本階層は原則として無作為抽出により行う。ただし、一部有意抽出により行う場合がある。標本となる農林業経営体の抽出方法については、**別添３**の「３－２　農林業経営体の抽出方法（令和７年産以降における取扱い）」を参照。

（３）報告義務者

ア　関係団体等又は農林業経営体を代表する者

イ　関係団体等又は農林業経営体を代表する者が後記５に掲げる事項について報告することができないときは、地方農政局等の職員が指定する関係団体等の役職員又は農林業経営体の世帯員が、これに代わって報告しなければならない。

５　報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

（１）報告を求める事項（詳細は、別紙「調査事項」を参照）

ア　作付面積調査

作物の種類別作付面積

イ　収穫量調査

作物の種類別収穫量(野菜にあっては出荷量を含む。花きにあっては出荷量に限る。)

〔集計しない事項の有無〕　□無　■有

農林業経営体用の調査票に設けている出荷先の割合については、調査結果の集計過程において、関係団体等から得られた報告との間で集計が重複しないよう、農林業経営体の報告を、関係団体等への出荷と関係団体等以外への出荷に按分するための項目であるため、集計は行わない。

農林業経営体用の調査票の本年及び来年以降の作付（栽培）に関する事項は、農林業経営体が集計対象であるかを確認するための項目であるため、集計は行わない。

作付面積、収穫量の増減要因等に関する事項は、前年からの変動要因を確認するための項目であるため、集計は行わない。

（２）基準となる期日又は期間

調査ごと及び作物ごとに農林水産大臣が定める調査期日（**別添１**の「２　作付面積調査」及び「４　収穫量調査」を参照）現在によって行う。

６　報告を求めるために用いる方法

（１）調査系統

ア　全数階層の農林業経営体に対する調査

農林水産省－地方農政局等(注６)－報告者

└（統計調査員）┘

回収については、地方農政局等経由（郵送又はオンライン）でも可。

イ　関係団体等及び標本階層の農林業経営体に対する調査

〔調査票の配布〕：農林水産省－民間事業者－報告者

〔調査票の回収〕：報告者－民間事業者－地方農政局等－農林水産省

（注６）地方農政局等のうち、内閣府沖縄総合事務局農林水産センターは、内閣府沖縄総合事務局を経由して農林水産省との間における事務を行う。

（２）調査方法

ア　全数階層の農林業経営体に対する調査

■郵送調査 ■オンライン調査（■政府統計共同利用システム □独自のシステム

■電子メール）　■調査員調査　■その他（職員調査）

〔調査方法の概要〕

職員又は統計調査員が報告者に調査票を配布する。

次に掲げるいずれかの方法により調査票の回収を行う。

①　職員又は統計調査員が、訪問して報告者が記入した調査票を回収し、若しくは報告者が郵送又はオンライン（政府統計共同利用システム若しくは電子メール）

により提出する方法

② 職員又は統計調査員が、訪問して面接聞き取りにより調査票に記入する方法

イ 関係団体等及び標本階層の農林業経営体に対する調査

■郵送調査 ■オンライン調査（■政府統計共同利用システム □独自のシステム □電子メール） □調査員調査 □その他（ ）

〔調査方法の概要〕

農林水産省から業務を受託した民間事業者が、郵送により、報告者に調査票及びオンライン回答用のID・PWを配布する。

報告者は、郵送された調査票に記入し民間事業者に郵送で回答、若しくは政府統計共同利用システムを利用して回答する。

7 報告を求める期間

（1）調査の周期

□１回限り □毎月 □四半期 ■１年 □２年 □３年 □５年 □不定期 □その他（ ）

麦類、大豆、そば、なたね、てんさい及びさとうきびについては、毎年全国調査を行う。野菜及び花きについては、令和７年産の調査から５年ごとに全国調査を行い、それ以外の年には主産県の調査を行う（**別添１**の「２ 作付面積調査」及び「４ 収穫量調査」を参照)。

（2）調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査票の提出時期については、統計部長が定める時期とする。(注７)

（注７）作物や地域によって収穫時期が異なるため、統計部長が、地域の実情を踏まえて調査票の提出期限を定める。

8 集計事項

前記５（１）に掲げる事項について、都道府県別等に集計する。

詳細については、**別添４**を参照。

なお、集計に当たっては、前記６により得られた結果について地方農政局等の職員又は統計調査員による巡回・見積り及び情報収集(注８)によって補完するほか、行政記録情報等から得られる情報を活用する。

（注８）「巡回・見積り」とは、現地に赴き、目的とする作物の作付状況の目視による確認などを内容とする。「情報収集」とは、当該地域の農林業経営体への聞き取りや、地方公共団体が有する行政記録情報等の閲覧などを内容とする。

9 調査結果の公表の方法及び期日

（1）公表の方法（■e-Stat □インターネット（e-Stat以外） □印刷物 □閲覧（ ））

（2）公表の期日

各調査結果の公表予定時期は、**別添５**を参照。

10　使用する統計基準等

□使用する→□日本標準産業分類 □日本標準職業分類 □その他（　）

■使用しない

本調査は、専ら農産物に関する調査であり、日本標準産業分類を適用する余地が小さいことから使用しない。

11　調査票情報の保存期間及び保存責任者

関係書類名	保存期間	保存責任者
調査票の原票	５年	地方農政局等の長
調査票の内容を収録した電磁的記録	永年	農林水産省大臣官房統計部長

12　立入検査等の対象とすることができる事項

本調査の事務に従事する職員は、正確な報告を確保する特段の必要があるときは、前記５（１）に掲げる事項について、農林業経営体及び関係団体等に対して、資料の提出を求め、又は必要な場所の立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

調査計画

1　調査の名称

作物統計調査

（その３：陸稲、かんしょ、飼料作物、茶及び果樹に係る調査）(注１)

（注１）本調査は、面積調査及び作況調査の２種類とする。
面積調査は、耕地面積調査及び作付面積調査に区分する。
作況調査は、予想収穫量調査及び収穫量調査に区分する。
陸稲、かんしょ、飼料作物、茶及び果樹については、このうち、作付面積調査及び収穫量調査を行う。

2　調査の目的

本調査は、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）に基づき、作物統計（法第２条第４項第３号に規定する基幹統計）を作成することにより耕地及び作物の生産に関する実態を明らかにし、農業行政の基礎資料を整備することを目的とする。

3　調査対象の範囲

（１）地域的範囲（■全国　■その他(注２)）

農林水産大臣が定める選定基準（**別添２**を参照）に合致する種類の作物ごとに農林水産大臣が定める地域（**別添１**の「２　作付面積調査」及び「４　収穫量調査」を参照）

（注２）「その他」とは、作物ごとに別添１に記載する主産県を意味する。

（２）属性的範囲（■個人　■世帯　■事業所　■企業・法人・団体　□地方公共団体　□その他）

ア　農業協同組合、荒茶工場、集出荷団体、集出荷業者、その他の関係団体（以下「関係団体等」という。）

イ　農林業経営体（作付面積調査については、令和８年産から調査対象に含む。）

4　報告を求める個人又は法人その他の団体

（１）報告者数

ア　農業協同組合、集出荷団体、集出荷業者、その他の関係団体（作付面積調査、茶以外の収穫量調査）

全国調査実施年：約1,500、主産県調査実施年：約1,000（延べ）（全数）

調査対象名簿は、地方農政局等(注３)が地方公共団体や関係団体等から情報収集により作成した関係団体等名簿（作物別）

（注３）「地方農政局等」とは、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局農林水産センターをいう。

イ　荒茶工場（茶の収穫量調査に限る。）

全国調査実施年：約1,300、主産県調査実施年：約600（母集団の大きさ 約3,900）

調査対象名簿は、地方農政局等が地方公共団体や関係団体等から収集した情報及び

事業所母集団データベースにより作成した荒茶工場母集団一覧表

ウ　農林業経営体（茶については作付面積調査に限る。）

全国調査年：約35,000

主産県調査年：約9,500（令和７年産に限っては、約17,000）

（母集団の大きさは、直近の農林業センサスにおいて把握した農林業経営体のうち、農産物の出荷先について、「農協へ」及び「農協以外の集出荷団体へ」のみに回答があった農林業経営体を除いたもの約290,000）

調査対象名簿は、調査実施時期に利用可能な直近の農林業センサスの結果から作成した名簿について、農業構造動態調査の結果を踏まえた情報収集等により毎年補正した標本経営体母集団名簿（作物別）

（２）報告者の選定方法（■全数　■無作為抽出（■全数階層あり）　■有意抽出）

ア　荒茶工場を除く関係団体等については、全数調査により行う。

イ　荒茶工場については、全数階層と標本階層に区分し、全数階層は全数調査により、標本階層は無作為抽出の方法により行う。標本となる荒茶工場の抽出方法については、**別添３**の「４　荒茶工場の抽出方法」を参照。

ウ　農林業経営体については、全数階層と標本階層に区分し、全数階層は全数調査により、標本階層は原則として無作為抽出により行う。ただし、一部有意抽出により行う場合がある。標本となる農林業経営体の抽出方法については、令和７年産については、**別添３**の「３－１　農林業経営体の抽出方法（一部の作物に係る令和７年産のみの取扱い）」を、令和８年産以降については、**別添３**の「３－２　農林業経営体の抽出方法（令和７年産以降における取扱い）」を参照。

（３）報告義務者

ア　関係団体等又は農林業経営体を代表する者

イ　関係団体等又は農林業経営体を代表する者が後記５に掲げる事項について報告することができないときは、地方農政局等の職員が指定する関係団体等の役職員又は農林業経営体の世帯員が、これに代わって報告しなければならない。

５　報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

（１）報告を求める事項（詳細は、別紙「調査事項」を参照）

ア　作付面積調査

作物の種類別作付面積

イ　収穫量調査

作物の種類別収穫量（果樹にあっては出荷量を含む。）

〔集計しない事項の有無〕　□無　■有

農林業経営体用の調査票に設けている出荷先の割合については、調査結果の集計過程において、関係団体等から得られた報告との間で集計が重複しないよう、農林業経営体の報告を、関係団体等への出荷と関係団体等以外への出荷に按分するための項目であるため、集計は行わない。

農林業経営体用の調査票の本年及び来年以降の作付（栽培）に関する事項は、農林業経営体が集計対象であるかを確認するための項目であるため、集計は行わない。

作付面積、収穫量の増減要因等に関する事項は、前年からの変動要因を確認するための項目であるため、集計は行わない。

（２）基準となる期日又は期間

調査ごと及び作物ごとに農林水産大臣が定める調査期日（**別添１**の「２　作付面積調査」及び「４　収穫量調査」を参照）現在によって行う。

６　報告を求めるために用いる方法

（１）調査系統（令和７年産に係る調査についてはイにより行い、令和８年産以降に係る調査についてはア及びイにより行う。）

ア　全数階層の農林業経営体に対する調査

農林水産省－地方農政局等（注４）－報告者
└（統計調査員）┘

回収については、地方農政局等経由（郵送又はオンライン）でも可。

イ　関係団体等及び標本階層の農林業経営体に対する調査

〔調査票の配布〕：農林水産省－民間事業者－報告者

〔調査票の回収〕：報告者－民間事業者－地方農政局等－農林水産省

（注４）地方農政局等のうち、内閣府沖縄総合事務局農林水産センターは、内閣府沖縄総合事務局を経由して農林水産省との間における事務を行う。

（２）調査方法（令和７年産に係る調査についてはイにより行い、令和８年産以降に係る調査についてはア及びイにより行う。）

ア　全数階層の農林業経営体に対する調査

■郵送調査 ■オンライン調査（■政府統計共同利用システム □独自のシステム
■電子メール）　■調査員調査　■その他（職員調査）

〔調査方法の概要〕

職員又は統計調査員が報告者に調査票を配布する。

次に掲げるいずれかの方法により調査票の回収を行う。

①　職員又は統計調査員が、訪問して報告者が記入した調査票を回収し、若しくは

報告者が郵送又はオンライン（政府統計共同利用システム若しくは電子メール）により提出する方法

② 職員又は統計調査員が、訪問して面接聞き取りにより調査票に記入する方法

イ 関係団体等及び標本階層の農林業経営体に対する調査

■郵送調査 ■オンライン調査（■政府統計共同利用システム □独自のシステム □電子メール） □調査員調査 □その他（ ）

〔調査方法の概要〕

農林水産省から業務を受託した民間事業者が、郵送により、報告者に調査票及びオンライン回答用のID・PWを配布する。

報告者は、郵送された調査票に記入し民間事業者に郵送で回答、若しくは政府統計共同利用システムを利用して回答する。

7 報告を求める期間

（1）調査の周期

□１回限り □毎月 □四半期 ■１年 □２年 □３年 □５年 □不定期 □その他（ ）

令和８年産の調査から５年ごとに全国調査を行い、それ以外の年には主産県の調査を行う（**別添１**の「２ 作付面積調査」及び「４ 収穫量調査」を参照）。

令和７年産の調査については、主産県の調査として行う。

（2）調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査票の提出時期については、統計部長が定める時期とする。(注５)

（注５）作物や地域によって収穫時期が異なるため、統計部長が、地域の実情を踏まえて調査票の提出期限を定める。

8 集計事項

前記５（１）に掲げる事項について、都道府県別等に集計する。

詳細については、**別添４**を参照。

なお、集計に当たっては、前記６により得られた結果について地方農政局等の職員又は統計調査員による巡回・見積り及び情報収集(注６)によって補完するほか、行政記録情報等から得られる情報を活用する。

（注６）「巡回・見積り」とは、現地に赴き、目的とする作物の作付状況の目視による確認などを内容とする。「情報収集」とは、当該地域の農林業経営体への聞き取りや、地方公共団体が有する行政記録情報等の閲覧などを内容とする。

9 調査結果の公表の方法及び期日

（1）公表の方法（■e-Stat □インターネット（e-Stat以外） □印刷物 □閲覧（ ））

（２）公表の期日

各調査結果の公表予定時期は、**別添５**を参照。

10　使用する統計基準等

□使用する→□日本標準産業分類 □日本標準職業分類 □その他（　）

■使用しない

本調査は、専ら農産物に関する調査であり、日本標準産業分類を適用する余地が小さいことから使用しない。

11　調査票情報の保存期間及び保存責任者

関係書類名	保存期間	保存責任者
調査票の原票	５年	地方農政局等の長
調査票の内容を収録した電磁的記録	永年	農林水産省大臣官房統計部長

12　立入検査等の対象とすることができる事項

本調査の事務に従事する職員は、正確な報告を確保する特段の必要があるときは、前記５（１）に掲げる事項について、農林業経営体及び関係団体等に対して、資料の提出を求め、又は必要な場所の立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

別添1

作物統計調査の調査期日及び調査範囲

調　　査	作　　物	調査期日	区　　域
1　耕地面積調査	－	7月15日	全国の区域
2　作付面積調査	小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦、大豆、そば、なたね	収穫期	全国の区域
	陸稲、かんしょ、えん麦（緑肥用）	収穫期	主産県の区域（全国作付面積のおおむね８割を占めるまでの上位都道府県） ただし、令和８年産から５年ごとに全国の区域
	牧草、青刈りとうもろこし、ソルゴー、その他飼料作物 なお、その他の飼料作物は、全国調査年のみ調査	収穫期	主産県の区域（全国作付(栽培)面積のおおむね８割を占めるまでの上位都道府県及び農業競争力強化基盤整備事業による飼料作物に係る事業を実施する都道府県） ただし、令和８年産から５年ごとに全国の区域
	てんさい	収穫期	北海道の区域
	さとうきび	収穫期	鹿児島県及び沖縄県の区域
	茶	7月15日	主産県の区域（全国栽培面積のおおむね８割を占めるまでの上位都道府県及び畑作物共済事業を実施する都道府県） ただし、令和８年産から５年ごとに全国の区域
	みかん、その他かんきつ類、りんご、ぶどう、日本なし、西洋なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル	収穫期	主産県の区域（全国栽培面積のおおむね８割を占めるまでの上位都道府県及び果樹共済事業を実施する都道府県） ただし、令和８年産から５年ごとに全国の区域
	キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト（トマト、ミニトマト）、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン（ピーマン、ししとう）、ほうれんそう、レタス（サラダ菜を除く。）、アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン（メロン、温室メロン）、やまのいも（やまのいも、ながいも）、れんこん	収穫期	主産県の区域（全国作付面積のおおむね８割を占めるまでの上位都道府県、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業を実施する都道府県及び畑作物共済事業を実施する都道府県。指定野菜にあっては、これに野菜生産出荷安定法に基づき指定する野菜指定産地を含む都道府県を加えた都道府県） ただし、令和７年産から５年ごとに全国の区域
	花き 切り花類、球根類、鉢もの類及び花壇用苗もの類並びに花き計の生産額に占める割合が１％以上の品目 なお、全国調査年においては、きくの内訳品目（輪ぎく、スプレイぎく及び小ぎく）についても調査	収穫期	主産県の区域（全国作付（収穫）面積のおおむね８割を占めるまでの上位都道府県） ただし、令和７年産から５年ごとに全国の区域

調　　査	作　　物	調査期日	区　　域
3　予想収穫量調査	水稲	９月25日	全国の区域
		10月25日	全国の区域
4　収穫量調査	水稲、小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦、大豆、そば、なたね	収穫期	全国の区域
	陸稲、かんしょ		主産県の区域（全国作付面積のおおむね８割を占めるまでの上位都道府県） ただし、令和８年産から５年ごとに全国の区域
	牧草、青刈りとうもろこし、ソルゴー		主産県の区域（全国作付(栽培)面積のおおむね８割を占めるまでの上位都道府県及び農業競争力強化基盤整備事業による飼料作物に係る事業を実施する都道府県） ただし、令和８年産から５年ごとに全国の区域
	てんさい		北海道の区域
	さとうきび		鹿児島県及び沖縄県の区域
	茶		年間計調査は、主産県の区域（全国栽培面積のおおむね８割を占めるまでの上位都道府県及び畑作物共済事業を実施する都道府県） ただし、令和８年産から５年ごとに全国の区域 一番茶調査は、主産県の区域（年間計調査の直近の全国調査年で調査した一番茶期の生葉収穫量の多い上位３都道府県及び畑作物共済事業を実施する都道府県）のみ調査
	みかん（早生温州（うち、ハウスみかん、極早生みかん）、普通温州）、りんご、ぶどう、日本なし、西洋なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ		主産県の区域（全国栽培面積のおおむね８割を占めるまでの上位都道府県及び果樹共済事業を実施する都道府県） ただし、令和８年産から５年ごとに全国の区域
	パインアップル		沖縄県の区域
	キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト（トマト、ミニトマト）、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン（ピーマン、ししとう）、ほうれんそう、レタス（サラダ菜を除く。）、アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン（メロン、温室メロン）、やまのいも（やまのいも、ながいも）、れんこん		主産県の区域（全国作付面積のおおむね８割を占めるまでの上位都道府県、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業を実施する都道府県及び畑作物共済事業を実施する都道府県。指定野菜にあっては、これに野菜生産出荷安定法に基づき指定する野菜指定産地を含む都道府県を加えた都道府県） ただし、令和７年産から５年ごとに全国の区域
	花き 切り花類、球根類、鉢もの類及び花壇用苗もの類並びに花き計の生産額に占める割合が１％以上の品目 なお、全国調査年においては、きくの内訳品目（輪ぎく、スプレイぎく及び小ぎく）についても調査		主産県の区域（全国作付（収穫）面積のおおむね８割を占めるまでの上位都道府県） ただし、令和７年産から５年ごとに全国の区域

別添２

作付面積調査及び収穫量調査に係る作物の選定基準

農林水産大臣の定める基準は、次の各号のいずれかに該当する種類の作物であることとする。

１　食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第17条第１項の規定により定められた食料・農業・農村基本計画（令和７年４月11日閣議決定）において生産量や作付面積等のKPIが設定された作物の種類(注)又は食料・農業・農村基本計画（令和２年３月31日閣議決定）において生産努力目標が定められた作物の種類であること。

（注）野菜について生産量や作付面積等のKPIが設定された場合にあっては野菜のうち野菜生産出荷安定法施行令（昭和41年政令第224号）第１条に規定する種類及び野菜生産出荷安定法施行規則（昭和41年農林省令第36号）第８条に規定する種類に限り、果樹について生産量や作付面積等のKPIが設定された場合にあっては果樹のうち果樹農業振興特別措置法施行令（昭和36年政令第145号）第２条に規定する種類に限る。

２　調査の結果が得られた直近の２年間連続して耕種部門全体の農業産出額に占める産出額の割合が１パーセント以上である作物（１に規定する作物を除く。）の種類（花きが該当する場合にあっては、花き全体の産出額に占める産出額の割合が１パーセント以上である種類に限る。）

別添３

標本の抽出方法

１　標本単位区の抽出方法

標本単位区の抽出方法は、次のとおりとする。

(1)　単位区の編成

地方農政局等の長（地方農政局長、北海道農政事務所長及び内閣府沖縄総合事務局農林水産センター長。以下別添３において同じ。）は、空中写真（衛星画像等）に基づき全国の全ての土地を隙間なく区分した 200m 四方（北海道にあっては 400m 四方）の格子状の区画のうち、地方農政局等の管轄区域内の区画を、耕地が存在する区画（以下「単位区」という。）と耕地が存在しない区画に区分し、単位区を編成する。

(2)　単位区の階層分け

地方農政局等の長は、(1)の単位区を、その耕地の地目により分類し、同一の分類に属するものをもって地目階層を編成し、次いで、ほ場整備の状況等により分類し、同一の分類に属するものをもって性格階層を編成し、性格階層別単位区リストを作成する。

(3)　標本の大きさの算出

農林水産省大臣官房統計部長（以下「統計部長」という。）は、都道府県別に耕地の田畑別面積についての調査結果が一定の目標精度を保持するよう、必要な標本の大きさを算出し、地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下別添３において同じ。）に通知する。

内閣府沖縄総合事務局長にあっては、通知された標本の大きさを農林水産センター別の耕地の田畑別面積についての調査結果が十分な精度を保持するよう、必要な標本の大きさを農林水産センター別に算出し、農林水産センターの長に通知する。

(4)　標本の配分

地方農政局等の長は、(3)により通知された標本の大きさを、都道府県別（沖縄県にあっては、農林水産センターの管轄区域別）の地目階層別に、総単位区数に耕地の田畑別面積の母標準偏差を乗じた積に比例して配分し、次いで、地目階層別の標本の大きさを、性格階層別に当該性格階層の総単位区数に比例して配分する。

(5)　標本の抽出

地方農政局等の長は、(4)により配分した性格階層別の標本を、(2)により作成した性格階層別単位区リストから系統抽出法により抽出する。

２　作況標本筆の抽出方法

作況標本筆の抽出方法は、次のとおりとする。

(1)　単位区の階層分け

地方農政局等の長は、単位区のうち水稲の栽培の用に供される単位区を、水稲の生産力等により分類し、同一の分類に属するものをもって階層を編成する。

(2)　標本の大きさの算出

統計部長は、都道府県別に水稲の 10a 当たり収量についての調査結果が一定の目標精度を保持するよう、必要な標本の大きさを算出し、地方農政局長に通知する。

(3)　標本の配分

地方農政局長は、通知された標本の大きさを、階層別に水稲の作付面積に 10a 当たり収量の母標準偏差を乗じた積に比例して配分する。

(4)　標本の抽出

地方農政局長は、(3)により階層別に配分した数の標本を当該階層から田の耕地面積に比例して抽出し、次いで、当該標本内にある水稲の作付けされた筆から無作為に作況標本筆を１筆抽出する。

３－１　農林業経営体の抽出方法（一部の作物に係る令和７年産のみの取扱い）

令和７年産に係る陸稲、かんしょ、飼料作物及び果樹に係る収穫量調査における農林業経営体の抽出方法は、次のとおりとする。

なお、直近の全国調査年において収穫量に占める関係団体等の取扱数量の割合が８割以上である都道府県においては、10a 当たり収量が関係団体等への調査によって概ね把握できることから農林業経営体への調査は実施しない。

また、直近の全国調査年において当該作物（品目）の作付面積、栽培面積若しくは収穫面積が５ha 未満（飼料作物は 50ha 未満）又は母集団の大きさが 30 戸未満（果樹は 40 戸未満）の都道府県においては、必要な標本の大きさが得られないことから実施しない（陸稲及び野菜については、品目の母集団の大きさが 30 戸未満であっても、当該作物の作付面積が５ha 以上の場合はこの限りではない。）。

(1)　母集団名簿の作成

統計部長は、調査実施時期に利用可能な直近の農林業センサスにおける農林業経営体調査結果から、作物ごとに調査対象作物を作付けし、及び関係団体等以外に出荷した農林業経営体を抽出し、母集団名簿を作成する。

ただし、飼料作物については、農林業センサスの飼料作物の作付けに関する調査項目がないため、牛を飼っている、かつ田・畑（牧草地）耕地がある農林業経営体及び農作業の受託料金収入で飼料用作物作がある農林業経営体とする。

(2)　標本の大きさの算出

統計部長は、(1)で作成した母集団名簿を用い、作物別に 10ａ当たり収量についての調査結果が一定の目標精度を保持するよう、必要な標本の大きさを算出する。

注１：都道府県別の標本の大きさについては、抽出率 30％を上限とし、300 を超える場合は 300（果樹は 250 を超える場合は 250）、20 を下回る場合は抽出率に関わらず 20（果樹は 40 を下回る場合は抽出率に関わらず 40）とする。

２：野菜は、直近の農林業センサスにおける品目別農林業経営体の母集団の大きさに応じて配分している。

(3)　標本の配分

統計部長は、都道府県別に、必要に応じて、作物別の母集団の分布状況に応じた作付形態別階層区分を設け、形態別ウエイトにより標本の配分を行い、地方農政局長に通知する。

(4)　標本の抽出

地方農政局長は、(3)により通知された標本を、階層別に系統抽出法又は調査対象作物の作付面積に基づく確率比例抽出により農林業経営体を抽出する。

なお、標本の大きさの２分の１を継続標本とするが、母集団の大きさによりこの限りではない。

３－２　農林業経営体の抽出方法（令和７年産以降における取扱い）

麦類、大豆、そば、なたね、野菜及び花きに係る作付面積調査並びに収穫量調査における農林業経営体の抽出方法については、令和７年産に係る調査から、次のとおりとする。

陸稲、かんしょ、飼料作物及び果樹に係る作付面積調査及び収穫量調査における農林業経営体の抽出方法についても、令和８年産に係る調査から、この方法による。

(1)　母集団名簿の作成

統計部長は、調査実施時期に利用可能な直近の農林業センサスにおける農林業経営体調査結果から、調査対象作物を作付けし、かつ、関係団体等以外に出荷した農林業経営体を抽出し、都道府県別・作物別に、作付面積の大きい順に配列して、母集団名簿を作成する。

ただし、飼料作物については、農林業センサスの飼料作物の作付けに関する調査項目がないため、牛を飼っている、かつ田・畑（牧草地）耕地がある農林業経営体及び農作業の受託料金収入で飼料用作物作がある農林業経営体とする。

なお、次年度以降は、農業構造動態調査の結果を踏まえた情報収集等により毎年補正を行う。

(2)　階層の設定

(1)で作成した母集団について次のとおり階層分けを行う。

大規模階層：都道府県別・作物別の母集団名簿において、作物ごとの作付面積が大きいものから順に、おおむね 10 経営体（調査全体として、約 16,000 経営体を想定）。ただし、野菜、花きについては、同一の農林業経営体が複数の作物を作付けている場合があり、同一の農林業経営体に複数の作物について回答を求める場合がある（中規模階層及び小規模階層も同様）。

中規模階層：都道府県別・作物別に、作付面積の大きい順に農林業経営体の作付面積を累積し、農林業センサスの結果から得られた作付面積のおおむね８割(注)を占めるまでの範囲の農林業経営体（大規模階層に該当するものを除く。）

（注）「おおむね８割」とは、①直近の関係団体等に対する作付面積調査から得られた作付面積、②母集団情報から得られる大規模階層及び中規模階層の経営体の作付面積を合わせたもので判断する。

小規模階層：大規模階層及び中規模階層以外の経営体

(3)　標本の大きさの算出

(2)で作成した階層別の母集団名簿を用い、次のとおり報告者数を算出する。

大規模階層：母集団の全数とする。

中規模階層：母集団の約５分の１の数とする。

小規模階層： 作物別に面積及び収穫量の調査結果が一定の目標精度を保持するよう、必

要な標本の大きさを算出する（令和７年産以降、当分の間は、収穫量調査の10a 当たり収量の標準誤差をもとに算出する。）。

(4)　標本の抽出

(3)により算出された標本の大きさに相当する農林業経営体を、階層別に系統抽出法又は調査対象作物の作付面積に基づく確率比例抽出により抽出する。

なお、野菜工場等、推計結果に大きな影響を与え得る農林業経営体の情報を事前に把握している場合は、中規模階層又は小規模階層の農林業経営体であっても、有意に選定する。

また、毎年全国調査を行う作物にあっては、中規模階層及び小規模階層の農林業経営体のうち、２分の１の農林業経営体を継続標本とする。毎年全国調査を行わない作物にあっては、主産県の中規模階層の農林業経営体のうち、２分の１の農林業経営体を継続標本とする一方で、主産県の小規模階層及び非主産県の農林業経営体については、全国調査の都度（５年おきに）(注)、選定をし直す。ただし、母集団の大きさ及び階層別の分散状況により、標本の変更を行わない場合がある。

（注）主産県の小規模階層と非主産県の農林業経営体については、全国調査のときのみ調査を行う。

４　荒茶工場の抽出方法

収穫量調査のうち､茶調査に係る標本荒茶工場の配分及び抽出方法は次のとおりとする。

(1)　荒茶工場母集団の整備・補正

地方農政局等の長は、「荒茶工場母集団一覧表」を６年周期で作成し、これを基に中間年については、市町村、普及指導センター、茶に係る関係団体等からの情報収集により、荒茶工場の休業・廃止又は新設があった場合には削除又は追加をし、また、茶栽培面積、生葉の移出入等大きな変化があった場合には当該荒茶工場について母集団一覧表を整備・補正する。

(2)　母集団の階層分け及び標本の配分

統計部長は､母集団一覧表に基づき､都道府県別に次の方法により標本の大きさを算出し、地方農政局長に通知する。

ア　階層の設定

母集団一覧表の荒茶工場別の年間計荒茶生産量を指標とし、都道府県別の荒茶工場を全数調査階層と標本調査階層に区分する。

イ　標本の大きさの算出

都道府県別の標本の大きさは、全数調査階層の荒茶工場数と標本調査階層の荒茶工場数を足したものとし、標本調査階層については一定の精度が確保できるよう標本の大きさを算出する。この場合、全数調査階層は荒茶生産量規模別の分布状況に応じて別途統計部長が定める一定生産量以上を有する工場の階層とし、残りを標本調査階層とする。

また、標本調査階層にあっては、階層内分散が小さく、階層間分散が大きくなるように最大で３程度の階層に区分する。

ウ　標本調査階層内の標本配分

階層ごとの荒茶工場の年間計荒茶生産量（母集団リスト値）の標準偏差を基に、標本調査階層を区分した各階層の標本の大きさを配分する。

(3)　標本の抽出

地方農政局長は、(2)により通知された標本の大きさに相当する荒茶工場を、階層別に系統抽出法により抽出する。

別添４

作物統計調査　集計事項一覧

番号	作物	調査区分	集計内容	集計区分	備考	集計地域			
						全国	農業地域	都道府県	左記以外の地域
1	－	耕地面積調査	田畑別耕地面積	(1)田畑計、(2)田、(3)畑		●	●	●	
2			本地・けい畔別耕地面積	(1)田畑計、(2)田、(3)畑		●	●	●	
3			畑耕地の種類別面積	(1)普通畑、(2)樹園地、(3)牧草地	樹園地については、作付面積調査の結果を活用	●	●	●	
4			耕地の拡張・かい廃面積	(1)田畑計、(2)田、(3)畑	かい廃の内訳として荒廃農地を表章する。	●	●	●	
5	水稲	予想収穫量調査（９月25日現在）	作付面積（総数、主食用）、10ａ当たり予想収量、予想収穫量（主食用）、作況単収指数		早期、普通期栽培等の区分がある県は、早期栽培、普通期栽培等ごとにも区分して表章する。	●	●	●	
6			主な収量構成要素		早期、普通期栽培等の区分がある県は、早期栽培、普通期栽培等ごとにも区分して表章する。			●	
7			作況単収指数（作柄表示地帯別）					●（作柄表示地帯）	
8		予想収穫量調査（10月25日現在）	作付面積（子実、主食用）、10ａ当たり予想収量、予想収穫量（子実、主食用）、作況単収指数			●	●	●	
9			作況単収指数（作柄表示地帯別）					●（作柄表示地帯）	
10	水陸稲	収穫量調査（水陸稲計）	作付面積、収穫量			●	●	●	
11		収穫量調査（水稲）	作付面積（子実、主食用）、10ａ当たり収量、収穫量（子実、主食用）、作況単収指数			●	●	●	
12		収穫量調査（陸稲）	作付面積、10ａ当たり収量、収穫量			●	●	●	陸稲については、主産県調査年は全国、主産県
13		収穫量調査（水稲）	収量構成要素			●	●	●	
14			作況単収指数（作柄表示地帯別）					●（作柄表示地帯）	
15			玄米のふるい目幅別重量分布			●	●	●	
16			玄米のふるい目幅別10ａ当たり収量			●	●	●	
17	麦類	作付面積調査	麦類（子実）作付面積	(1)小麦、(2)二条大麦、(3)六条大麦、(4)はだか麦	田畑別に表章する。	●	●	●	
18	大豆、そば、かんしょ、なたね		大豆（乾燥子実）、そば、かんしょ、なたね作付面積	(1)かんしょ、(2)大豆、(3)そば、(4)なたね	かんしょ、大豆及びそばは、田畑別に表章する。	●	●	●	かんしょについては、主産県調査年は全国、主産県
19	飼料作物		飼料作物作付（栽培）面積	(1)飼料作物計、(2)牧草、(3)青刈りとうもろこし、(4)ソルゴー	田畑別に表章する。	●	●	●	主産県調査年は、全国、主産県
20			えん麦（緑肥用）作付面積		田畑別に表章する。	●	●	●	主産県調査年は、全国、主産県
21	麦類、大豆、そば、かんしょ、なたね、飼料作物	収穫量調査	作付面積、10ａ当たり収量、収穫量		❶麦類については、小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦別に表章。また、北海道の小麦については、春まき及び秋まき別に表章する。 ❷宮崎県及び鹿児島県のかんしょについては、内訳としてでん粉原料用仕向け量を表章する。 ❸飼料作物については、牧草、青刈りとうもろこし及びソルゴー別に表章する。	●	●	●	かんしょ及び飼料作物については、主産県調査年は全国、主産県
22	てんさい	作付面積調査・収穫量調査	作付面積、10ａ当たり収量、収穫量						北海道
23	さとうきび	作付面積調査・収穫量調査	栽培面積、収穫面積、10ａ当たり収量、収穫量		作型（夏植、春植及び株出）別に表章する。	●			鹿児島県、沖縄県（鹿児島県の屋久島以外の島しょ部については、鹿児島県が保有する情報を活用）
24	茶	作付面積調査	栽培面積			●	●	●	主産県調査年は、全国、主産県
25		収穫量調査	摘採面積、生葉収穫量、荒茶生産量、10ａ当たり生葉収量、摘採面積率、製茶歩留まり		年間計及び一番茶の別に表章する。	●	●	●	主産県調査年は、主産県計、主産県
26	果樹	作付面積調査	果樹栽培面積	(1)みかん、(2)その他かんきつ類、(3)りんご、(4)日本なし、(5)西洋なし、(6)かき、(7)びわ、(8)もも、(9)すもも、(10)おうとう、(11)うめ、(12)ぶどう、(13)くり、(14)パインアップル、(15)キウイフルーツ		●	●	●	主産県調査年は、全国、主産県
27		収穫量調査	結果樹面積、10ａ当たり収量、収穫量、出荷量	(1)みかん、(2)りんご、(3)日本なし、(4)西洋なし、(5)かき、(6)びわ、(7)もも、(8)すもも、(9)おうとう、(10)うめ、(11)ぶどう、(12)くり、(13)キウイフルーツ	内訳等がある品目については、併せて表章する。	●	●	●	主産県調査年は、全国、主産県
28			栽培面積、収穫面積、10ａ当たり収量、収穫量、用途別出荷量	パインアップル					沖縄県、沖縄本島、八重山 栽培面積については、沖縄県
29			用途別出荷量	(1)みかん、(2)りんご					主産県計、主産県
30	野菜	作付面積調査・収穫量調査	作付面積、10ａ当たり収量、収穫量、出荷量	(1)だいこん、(2)かぶ、(3)にんじん、(4)ごぼう、(5)れんこん、(6)ばれいしょ、(7)さといも、(8)やまのいも、(9)はくさい、(10)こまつな、(11)キャベツ、(12)ちんげんさい、(13)ほうれんそう、(14)ふき、(15)みつば、(16)しゅんぎく、(17)みずな、(18)セルリー、(19)アスパラガス、(20)カリフラワー、(21)ブロッコリー、(22)レタス（サラダ菜を除く。）、(23)ねぎ、(24)にら、(25)たまねぎ、(26)にんにく、(27)きゅうり、(28)かぼちゃ、(29)なす、(30)トマト、(31)ピーマン、(32)スイートコーン、(33)さやいんげん、(34)さやえんどう、(35)グリーンピース、(36)そらまめ、(37)えだまめ、(38)しょうが、(39)いちご、(40)メロン、(41)すいか	内訳等がある品目については、併せて表章する。	●	●	●	主産県調査年は、全国、主産県
31			用途別出荷量	(1)だいこん、(2)にんじん、(3)ばれいしょ、(4)さといも、(5)はくさい、(6)キャベツ、(7)ほうれんそう、(8)レタス（サラダ菜を除く。）、(9)ねぎ、(10)たまねぎ、(11)きゅうり、(12)なす、(13)トマト、(14)ピーマン		●	●	●	主産県調査年は、全国、主産県
32			作付面積、収穫量、出荷量	(1)だいこん、(2)にんじん、(3)ばれいしょ、(4)さといも、(5)はくさい、(6)キャベツ、(7)ほうれんそう、(8)レタス（サラダ菜を除く。）、(9)ねぎ、(10)たまねぎ、(11)きゅうり、(12)なす、(13)トマト、(14)ピーマン					野菜指定産地計、野菜指定産地を包括する市町村及びばれいしょのうち北海道の全市町村
33	花き	作付面積調査・収穫量調査	作付（収穫）面積、出荷量	(1)切り花類、(2)球根類、(3)鉢もの類、(4)花壇用苗もの類	❶品目については花き計の生産額に占めるシェアが１％以上の品目を表章する。 ❷内訳等がある品目については、併せて表章する。	●	●	●	主産県調査年は、全国、主産県

別添5

調査結果の公表予定時期

調　　査	作　　物			公表予定時期	
				概要	詳細
耕地面積調査	－			10月下旬	翌年９月下旬
作付面積調査	陸稲			12月上旬	翌年２月下旬
	麦類			11月下旬	翌年３月下旬
	大豆			－	翌年５月上旬
	そば			－	翌年５月上旬
	かんしょ			翌年２月上旬	翌年６月下旬
	なたね			12月下旬	翌年４月上旬
	飼料作物、えん麦（緑肥用）			翌年３月上旬	翌年８月下旬
	甘味資源作物	てんさい		翌年１月下旬	翌年４月下旬
		さとうきび		翌年７月上旬	翌年８月下旬
	茶			10月中旬	翌年３月下旬
	果樹	びわ、おうとう、うめ		11月下旬	翌年12月下旬
		もも、すもも		翌年１月下旬	
		日本なし、ぶどう		翌年２月中旬	
		西洋なし、かき、くり		翌年４月中旬	
		りんご、みかん、その他かんきつ類		翌年５月下旬	
		キウイフルーツ		翌年８月上旬	
		パインアップル		翌年８月下旬	
	野菜	春野菜、夏秋野菜、たまねぎ		翌年４月下旬	翌年12月下旬
		春植えばれいしょ		翌年２月上旬	
		秋冬野菜、特定野菜等		翌年８月下旬	
	花き			翌年６月下旬	翌年10月中旬
予想収穫量調査	水稲	（９月25日現在）		－	10月中旬
		（10月25日現在）			11月中旬
収穫量調査	水稲			12月上旬	翌年２月下旬
	陸稲			12月上旬	翌年２月下旬
	麦類			11月下旬	翌年３月下旬
	大豆			－	翌年５月上旬
	そば			－	翌年５月上旬
	かんしょ			翌年２月上旬	翌年６月下旬
	なたね			12月下旬	翌年４月上旬
	飼料作物			翌年３月上旬	翌年８月下旬
	甘味資源作物	てんさい		翌年１月下旬	翌年４月下旬
		さとうきび		翌年７月上旬	翌年８月下旬
	茶		（一番茶）	８月中旬	翌年６月下旬
			（年間計）	翌年２月中旬	
	果樹	びわ、おうとう、うめ		11月下旬	翌年12月下旬
		もも、すもも		翌年１月下旬	
		日本なし、ぶどう		翌年２月中旬	
		西洋なし、かき、くり		翌年４月中旬	
		りんご、みかん		翌年５月下旬	
		キウイフルーツ		翌年８月上旬	
		パインアップル		翌年８月下旬	
	野菜	春野菜、夏秋野菜、たまねぎ		翌年４月下旬	翌年12月下旬
		春植えばれいしょ		翌年２月上旬	
		秋冬野菜、特定野菜等		翌年８月下旬	
	花き			翌年６月下旬	翌年10月中旬

（注）令和５年産に係る調査については、令和六年能登半島地震に伴う集計事務の支障により、石川県について、概要の公表ができないものもある。

（調査事項）

１　面積調査

（1）耕地面積調査

耕地の田畑別面積、耕地の田畑別の拡張及びかい廃面積

（2）作付面積調査

調査対象作物の作付（栽培）面積

２　作況調査

（1）水稲

主な収量構成要素、10ａ当たり収量等

（2）水稲以外の作物

調査対象作物ごとに以下の項目（ただし、品目に応じ個別の調査事項は異なる。）

・作付面積（栽培面積）

・収穫量（花きを除く。）

・出荷量（果樹、野菜及び花きに限る。）

・出荷先別割合（農林業経営体への調査に限る。）

作物統計　推計方法

具体の記載
1　面積調査 (1) 耕地面積調査 「標本単位区の台帳面積の合計」に対する「対地標本実測調査により得られた標本単位区の現況見積り面積の合計」の比率を「母集団（全単位区）の台帳面積の合計」に乗じ、これに台帳補正率（台帳面積に対する実面積の比率）を乗じることにより、全体の面積を推定している。 また、職員又は統計調査員による巡回・見積り及び職員による情報収集の結果により補完している。 (2) 水稲以外の作付（栽培）面積調査 集計結果は、関係団体等への調査の単純積算に、標本経営体への調査結果を基に算出した、全数調査階層の集計値に標本調査階層の推定値を加え、職員又は統計調査員による巡回・見積り及び職員による情報収集の結果により補完し集計している。 2　作況調査 (1) 水稲 ア　10ａ当たり玄米重の算定 (ｱ) 予想収穫量調査 刈取りが行われる前に調査を実施するため、穂数、１穂当たりもみ数及び千もみ当たり収量等のうち実測可能な項目については実測値、実測が不可能な項目については過去の気象データ、実測データ等を基に作成した予測式により算定した推定値を用いることとし、これらの数値の積により10ａ当たり玄米重を予測する。 (ｲ) 収穫量調査 各作況標本筆について、一定株数（１㎡分×３か所の株数）の稲を刈り取り、脱穀・乾燥・もみすりを行った後に、農産物規格規程に定める三等の品位以上に相当するよう選別を行い、10ａ当たり玄米重を決定する。 なお、予想収穫量調査において、収穫期を迎えている場合、同様の方法で、10a当たり玄米重を決定する。 イ　10ａ当たり収量の推定 各作況標本筆の10ａ当たり玄米重に収穫時のコンバインロス率（コンバインを使用して収穫する際に発生する収穫ロス）による補正を行い、作況標本筆１筆ごとの10ａ当たり収量を算出。１筆ごとの10ａ当たり収量を基に都道府県別の10ａ当たり収量平均値を推定し、これに被害データ等を加味して検討を行い、都道府県別の10ａ当たり収量を推定する。 作況標本筆を設置していない都道府県については、作況基準筆（10ａ当たり収量を巡回・見積りにより把握する際の基準とするものとして有意に選定した筆をいう。）の実測結果を基準とした巡回・見積り並びに情報収集により、10ａ当たり収量を推定する。

ウ　収穫量

作況標本筆の刈取り調査結果等から推定した 10 a 当たり収量に作付面積を乗じて収穫量を求める。

(2) 茶（摘採面積、生葉収穫量及び荒茶生産量）

荒茶工場に対する調査結果を基に算出した、全数調査階層の集計値に標本調査階層の各階層の推定値を加えて算出し、必要に応じて職員又は統計調査員による巡回・見積り及び職員による情報収集により補完している。

(3) 水稲及び茶以外の作物

収穫量は、関係団体調査及び標本経営体調査結果から得られた作付面積及び収穫量を基に算出した 10a 当たり収量（関係団体調査にあっては、標本経営体調査結果による自家消費等の量を勘案して算出）に作付面積を乗じて算出している。

また、必要に応じて職員又は統計調査員による巡回及び職員による情報収集により補完している。

作物統計　目標精度

具体の記載
Ⅰ　目標精度 1　面積調査 (1) 耕地面積調査 耕地面積が的確に把握できるよう、都道府県別に田畑別の耕地面積の大小、それぞれの全国面積に占めるカバレッジ等を考慮し、0.47～9.10%の目標精度を設定している。 (2) 水稲以外の作付面積調査 令和7年産から作況調査と一体的に調査を行うこととなったことから、当分の間は、作況調査の目標精度に基づく設定とする。 2　作況調査 (1) 水稲 道府県別の10a当たり玄米重に対し、全国平年収穫量に占める道府県別の平年収穫量の割合を考慮し約１～２%の目標精度を設定している。 (2) 水稲以外の作物 全国の10a当たり収量の精度について、全国の調査精度(おおむね２～３%)が確保されるよう、全国収穫量に対する累積収穫量シェアに応じて作物別・都道府県別に設定している。 Ⅱ　想定回収率 過去の全国の実績有効回答率を基に品目ごとに設定している。

８年産以降の計画

調査計画

１　調査の名称

作物統計調査

（その１：耕地面積調査、水稲に係る調査）(注１)

（注１）本調査は、面積調査及び作況調査の２種類とする。
面積調査は、耕地面積調査及び作付面積調査に区分する。
作況調査は、予想収穫量調査及び収穫量調査に区分する。
水稲については、このうち、予想収穫量調査及び収穫量調査を行う。水稲の作付面積については、注７を参照。

２　調査の目的

本調査は、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）に基づき、作物統計（法第２条第４項第３号に規定する基幹統計）を作成することにより耕地及び作物の生産に関する実態を明らかにし、農業行政の基礎資料を整備することを目的とする。

３　調査対象の範囲

（１）地域的範囲（■全国　□その他）

（２）属性的範囲（□個人　□世帯　□事業所　□企業・法人・団体　□地方公共団体　■その他）

ア　耕地面積調査

農作物の栽培を目的とする土地及び農作物の栽培を目的としていた土地

イ　予想収穫量調査、収穫量調査

水稲の栽培の用に供される土地

４　報告を求める個人又は法人その他の団体

（１）報告者数

（２）報告者の選定方法（□全数　■無作為抽出（□全数階層あり）　□有意抽出）

（３）報告義務者

耕地面積調査、水稲に係る予想収穫量調査及び収穫量調査については、報告者（耕地の所有者又は耕作者）から回答を求める方法に代えて、地方農政局等(注２)の職員又は統計調査員による実測、巡回・見積り及び情報収集（以下「実測調査」という。）により行う。

耕地面積調査を行う標本単位区（全国の区域を区分して設けた耕地が存在する区域（単位区）から抽出した区域：約29,000単位区）並びに水稲に係る予想収穫量調査及び収穫量調査を行う作況標本筆（水稲の栽培の用に供される土地のうちから農林水産大臣が定めるところにより抽出した区域：約8,000筆）の抽出方法については、**別添３**の「１　標本単位区の抽出方法」及び「２　作況標本筆の抽出方法」を参照。

（注２）「地方農政局等」とは、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局農林水産センターをいう。

5　報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

（１）報告を求める事項（注３）

ア　耕地面積調査（詳細は、別紙「調査事項」を参照）
　　耕地の田畑別面積、耕地の田畑別の拡張及びかい廃面積

イ　予想収穫量調査（詳細は、別紙「調査事項」を参照）
　　水稲の時期別の予想収穫量

ウ　収穫量調査（詳細は、別紙「調査事項」を参照）
　　水稲の収穫量

〔集計しない事項の有無〕　■無　□有

（注３）いずれの調査についても実測調査として様々な情報を収集して行うことから、報告を求める事項は、取りまとめる事項として記載している。

（２）基準となる期日又は期間

調査ごと及び作物ごとに農林水産大臣が定める調査期日現在によって行う（**別添１**の「１　耕地面積調査」、「３　予想収穫量調査」及び「４　収穫量調査」を参照）。

6　報告を求めるために用いる方法

（１）調査系統

農林水産省－地方農政局等（注４）－統計調査員

（注４）地方農政局等のうち、内閣府沖縄総合事務局農林水産センターは、内閣府沖縄総合事務局を経由して農林水産省との間における事務を行う。

（２）調査方法

□郵送調査 □オンライン調査（□政府統計共同利用システム □独自のシステム □電子メール）　■調査員調査　■その他（職員調査）

〔調査方法の概要〕

地方農政局等の職員又は統計調査員による実測調査

7　報告を求める期間

（１）調査の周期

□１回限り □毎月 □四半期 ■１年 □２年 □３年 □５年 □不定期 ■その他（予想収穫量調査は年２回）

（２）調査の実施期間又は調査票の提出期限

ア　耕地面積調査（注５）

７月上旬～７月下旬

イ　予想収穫量調査（注６）

（９月 25 日現在調査）９月中旬～９月下旬

（10 月 25 日現在調査）10 月中旬～10 月下旬

ウ　収穫量調査

水稲の収穫期

（注５）７月中に調査を行うことを原則としつつ、地方農政局等の職員又は統計調査員が現地に赴いて実測調査として行う性格上、梅雨や高温などの天候状況を考慮し、必要に応じて６月から実測調査を行う場合がある。これにより、調査の基準となる７月15日までに実測調査を終えた地域にあっては、状況に大きな変動が見られなければ、当該調査結果を７月15日時点の結果として扱う。

（注６）水稲の生育状況に合わせて適期に調査を実施する必要があり、実測調査の適期が調査の実施期間前である場合は、当該期間以前に調査を行う場合がある。また、実測調査により得られた情報は、順次蓄積し、予想収穫量調査（9月25日現在、10月25日現在）及び、収穫量調査の集計の際に継続して使用する。

８　集計事項

前記５（１）に掲げる事項について、都道府県別等に集計する。

詳細については、**別添４**（注７及び８）を参照。

（注７）水稲に係る作付面積については、実測調査を行わず、「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」（平成26年４月１日付け25生産第3578号）に基づき、農林水産省が各都道府県・各地域別に公表する作付状況のデータを活用し、補完の上、取りまとめ、公表する。

（注８）水稲に係る７月15日現在の10ａ当たり収量の前年比見込み（徳島県、高知県、宮崎県及び鹿児島県の早期栽培並びに沖縄県の第一期稲に限る。）及び８月15日現在の10ａ当たり収量の前年比見込み（徳島県、高知県、宮崎県及び鹿児島県の早期栽培並びに沖縄県の第一期稲を除く。）については、実測調査を行わず、気象データ及び人工衛星データを利用した予測により推計し、公表する。

９　調査結果の公表の方法及び期日

（１）公表の方法（■e-Stat □インターネット（e-Stat以外） □印刷物 □閲覧（　））

（２）公表の期日

各調査結果の公表予定時期は、**別添５**を参照。

10　使用する統計基準等

□使用する→□日本標準産業分類 □日本標準職業分類 □その他（　）

■使用しない

本調査は、専ら耕地・農産物に関する調査であり、日本標準産業分類を適用する余地が小さいことから使用しない。

11　調査票情報の保存期間及び保存責任者

関係書類名	保存期間	保存責任者
調査票の原票	５年	地方農政局等の長
調査票の内容を収録した電磁的記録	永年	農林水産省大臣官房統計部長

12　立入検査等の対象とすることができる事項

本調査の事務に従事する職員は、正確な報告を確保する特段の必要があるときは、前記５（１）に掲げる事項について、耕地の所有者又は耕作者に対して、資料の提出を求め、又は必要な場所の立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

調査計画

１　調査の名称

作物統計調査

（その２：麦類、大豆、そば、なたね、てんさい、さとうきび、野菜及び花きに係る調査）(注１)

（注１）本調査は、面積調査及び作況調査の２種類とする。
面積調査は、耕地面積調査及び作付面積調査に区分する。
作況調査は、予想収穫量調査及び収穫量調査に区分する。
麦類、大豆、そば、なたね、てんさい、さとうきび、野菜及び花きについては、このうち、作付面積調査及び収穫量調査を行う。

２　調査の目的

本調査は、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）に基づき、作物統計（法第２条第４項第３号に規定する基幹統計）を作成することにより耕地及び作物の生産に関する実態を明らかにし、農業行政の基礎資料を整備することを目的とする。

３　調査対象の範囲

（１）地域的範囲（■全国　■その他(注２)）

農林水産大臣が定める選定基準（**別添２**を参照）に合致する種類の作物ごとに農林水産大臣が定める地域（**別添１**の「２　作付面積調査」及び「４　収穫量調査」を参照）(注３)

（注２）「その他」とは、作物ごとに別添１に記載する主産県を意味する。
（注３）さとうきびについては、鹿児島県及び沖縄県の範囲を対象としているが、鹿児島県のうち、屋久島を除く島しょ部については、鹿児島県が公表する資料を活用することから、調査を行わない。

（２）属性的範囲（■個人　■世帯　■事業所　■企業・法人・団体　□地方公共団体　□その他）

ア　農業協同組合、日本ビート糖業協会、製糖会社、製糖工場、集出荷団体、集出荷業者、野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）第10条第1項に規定する登録生産者（以下「登録生産者」という。）、その他の関係団体（以下「関係団体等」という。）

イ　農林業経営体

４　報告を求める個人又は法人その他の団体

（１）報告者数

ア　農業協同組合、集出荷団体、集出荷業者、登録生産者（野菜に限る。）、その他の関係団体（麦類、大豆、そば、なたね、野菜及び花き）

全国調査実施年：約4,000、主産県調査実施年：約3,900（延べ）（全数）

調査対象名簿は、地方農政局等(注４)が地方公共団体や関係団体等から情報収集により作成した関係団体等名簿（作物別）

（注４）「地方農政局等」とは、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局農林水産センターを

いう。

イ　日本ビート糖業協会（てんさい）：１（全数）

ウ　製糖会社・製糖工場等（注５）（さとうきび）：約30（全数）

調査対象名簿は、地方農政局等が地方公共団体や関係団体等から情報収集により作成したさとうきび調査対象一覧表

（注５）　農業協同組合が製糖工場を運営している場合には、当該農業協同組合に対して報告を求める。

エ　農林業経営体（てんさい及びさとうきびの調査を除く。）

全国調査年：約55,000

主産県調査年：約32,000

（母集団の大きさは、直近の農林業センサスにおいて把握した農林業経営体のうち、農産物の出荷先について、「農協へ」及び「農協以外の集出荷団体へ」のみに回答があった農林業経営体を除いたもの約290,000）

調査対象名簿は、調査実施時期に利用可能な直近の農林業センサスの結果から作成した名簿について、農業構造動態調査の結果を踏まえた情報収集等により毎年補正した標本経営体母集団名簿（作物別）

（２）報告者の選定方法（■全数　■無作為抽出（■全数階層あり）　■有意抽出）

ア　関係団体等については、全数調査により行う。

イ　農林業経営体については、全数階層と標本階層に区分し、全数階層は全数調査により、標本階層は原則として無作為抽出により行う。ただし、一部有意抽出により行う場合がある。標本となる農林業経営体の抽出方法については、**別添３**の「３　農林業経営体の抽出方法」を参照。

（３）報告義務者

ア　関係団体等又は農林業経営体を代表する者

イ　関係団体等又は農林業経営体を代表する者が後記５に掲げる事項について報告することができないときは、地方農政局等の職員が指定する関係団体等の役職員又は農林業経営体の世帯員が、これに代わって報告しなければならない。

５　報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

（１）報告を求める事項（詳細は、別紙「調査事項」を参照）

ア　作付面積調査

作物の種類別作付面積

イ　収穫量調査

作物の種類別収穫量(野菜にあっては出荷量を含む。花きにあっては出荷量に限る。)

〔集計しない事項の有無〕　□無　■有

農林業経営体用の調査票に設けている出荷先の割合については、調査結果の集計過程において、関係団体等から得られた報告との間で集計が重複しないよう、農林業経営体の報告を、関係団体等への出荷と関係団体等以外への出荷に按分するための項目であるため、集計は行わない。

農林業経営体用の調査票の本年及び来年以降の作付（栽培）に関する事項は、農林業経営体が集計対象であるかを確認するための項目であるため、集計は行わない。

作付面積、収穫量の増減要因等に関する事項は、前年からの変動要因を確認するための項目であるため、集計は行わない。

（２）基準となる期日又は期間

調査ごと及び作物ごとに農林水産大臣が定める調査期日（**別添１**の「２　作付面積調査」及び「４　収穫量調査」を参照）現在によって行う。

６　報告を求めるために用いる方法

（１）調査系統

ア　全数階層の農林業経営体に対する調査

農林水産省－地方農政局等(注６)－報告者

└（統計調査員）┘

回収については、地方農政局等経由（郵送又はオンライン）でも可。

イ　関係団体等及び標本階層の農林業経営体に対する調査

〔調査票の配布〕：農林水産省－民間事業者－報告者

〔調査票の回収〕：報告者－民間事業者－地方農政局等－農林水産省

（注６）地方農政局等のうち、内閣府沖縄総合事務局農林水産センターは、内閣府沖縄総合事務局を経由して農林水産省との間における事務を行う。

（２）調査方法

ア　全数階層の農林業経営体に対する調査

■郵送調査 ■オンライン調査（■政府統計共同利用システム □独自のシステム

■電子メール）　■調査員調査　■その他（職員調査）

〔調査方法の概要〕

職員又は統計調査員が報告者に調査票を配布する。

次に掲げるいずれかの方法により調査票の回収を行う。

①　職員又は統計調査員が、訪問して報告者が記入した調査票を回収し、若しくは報告者が郵送又はオンライン（政府統計共同利用システム若しくは電子メール）

により提出する方法

② 職員又は統計調査員が、訪問して面接聞き取りにより調査票に記入する方法

イ 関係団体等及び標本階層の農林業経営体に対する調査

■郵送調査 ■オンライン調査（■政府統計共同利用システム □独自のシステム □電子メール） □調査員調査 □その他（ ）

〔調査方法の概要〕

農林水産省から業務を受託した民間事業者が、郵送により、報告者に調査票及びオンライン回答用のID・PWを配布する。

報告者は、郵送された調査票に記入し民間事業者に郵送で回答、若しくは政府統計共同利用システムを利用して回答する。

7 報告を求める期間

（1）調査の周期

□１回限り □毎月 □四半期 ■１年 □２年 □３年 □５年 □不定期 □その他（ ）

麦類、大豆、そば、なたね、てんさい及びさとうきびについては、毎年全国調査を行う。野菜及び花きについては、令和７年産の調査から５年ごとに全国調査を行い、それ以外の年には主産県の調査を行う（**別添１**の「２ 作付面積調査」及び「４ 収穫量調査」を参照)。

（2）調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査票の提出時期については、統計部長が定める時期とする。(注７)

（注７）作物や地域によって収穫時期が異なるため、統計部長が、地域の実情を踏まえて調査票の提出期限を定める。

8 集計事項

前記５（１）に掲げる事項について、都道府県別等に集計する。

詳細については、**別添４**を参照。

なお、集計に当たっては、前記６により得られた結果について地方農政局等の職員又は統計調査員による巡回・見積り及び情報収集(注８)によって補完するほか、行政記録情報等から得られる情報を活用する。

（注８）「巡回・見積り」とは、現地に赴き、目的とする作物の作付状況の目視による確認などを内容とする。「情報収集」とは、当該地域の農林業経営体への聞き取りや、地方公共団体が有する行政記録情報等の閲覧などを内容とする。

9 調査結果の公表の方法及び期日

（1）公表の方法（■e-Stat □インターネット（e-Stat以外） □印刷物 □閲覧（ ））

（2）公表の期日

各調査結果の公表予定時期は、**別添５**を参照。

10　使用する統計基準等

□使用する→□日本標準産業分類 □日本標準職業分類 □その他（　）

■使用しない

本調査は、専ら農産物に関する調査であり、日本標準産業分類を適用する余地が小さいことから使用しない。

11　調査票情報の保存期間及び保存責任者

関係書類名	保存期間	保存責任者
調査票の原票	５年	地方農政局等の長
調査票の内容を収録した電磁的記録	永年	農林水産省大臣官房統計部長

12　立入検査等の対象とすることができる事項

本調査の事務に従事する職員は、正確な報告を確保する特段の必要があるときは、前記５（１）に掲げる事項について、農林業経営体及び関係団体等に対して、資料の提出を求め、又は必要な場所の立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

調査計画

１　調査の名称

作物統計調査

（その３：陸稲、かんしょ、飼料作物、茶及び果樹に係る調査）(注１)

（注１）本調査は、面積調査及び作況調査の２種類とする。
面積調査は、耕地面積調査及び作付面積調査に区分する。
作況調査は、予想収穫量調査及び収穫量調査に区分する。
陸稲、かんしょ、飼料作物、茶及び果樹については、このうち、作付面積調査及び収穫量調査を行う。

２　調査の目的

本調査は、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）に基づき、作物統計（法第２条第４項第３号に規定する基幹統計）を作成することにより耕地及び作物の生産に関する実態を明らかにし、農業行政の基礎資料を整備することを目的とする。

３　調査対象の範囲

（１）地域的範囲（■全国　■その他(注２)）

農林水産大臣が定める選定基準（**別添２**を参照）に合致する種類の作物ごとに農林水産大臣が定める地域（**別添１**の「２　作付面積調査」及び「４　収穫量調査」を参照）

（注２）「その他」とは、作物ごとに別添１に記載する主産県を意味する。

（２）属性的範囲（■個人　■世帯　■事業所　■企業・法人・団体　□地方公共団体　□その他）

ア　農業協同組合、荒茶工場、集出荷団体、集出荷業者、その他の関係団体（以下「関係団体等」という。）

イ　農林業経営体（作付面積調査については、令和８年産から調査対象に含む。）

４　報告を求める個人又は法人その他の団体

（１）報告者数

ア　農業協同組合、集出荷団体、集出荷業者、その他の関係団体（作付面積調査、茶以外の収穫量調査）

全国調査実施年：約1,500、主産県調査実施年：約1,000（延べ）（全数）

調査対象名簿は、地方農政局等(注３)が地方公共団体や関係団体等から情報収集により作成した関係団体等名簿（作物別）

（注３）「地方農政局等」とは、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局農林水産センターをいう。

イ　荒茶工場（茶の収穫量調査に限る。）

全国調査実施年：約1,300、主産県調査実施年：約600（母集団の大きさ 約3,900）

調査対象名簿は、荒茶工場への郵送・オンラインによる照会結果及び事業所母集団

データベースにより作成した荒茶工場母集団一覧表

ウ　農林業経営体（茶については作付面積調査に限る。）

全国調査年：約35,000

主産県調査年：約9,500

（母集団の大きさは、直近の農林業センサスにおいて把握した農林業経営体のうち、農産物の出荷先について、「農協へ」及び「農協以外の集出荷団体へ」のみに回答があった農林業経営体を除いたもの約290,000）

調査対象名簿は、調査実施時期に利用可能な直近の農林業センサスの結果から作成した名簿について、農業構造動態調査の結果を踏まえた情報収集等により毎年補正した標本経営体母集団名簿（作物別）

（２）報告者の選定方法（■全数　■無作為抽出（■全数階層あり）　■有意抽出）

ア　荒茶工場を除く関係団体等については、全数調査により行う。

イ　荒茶工場については、全数階層と標本階層に区分し、全数階層は全数調査により、標本階層は無作為抽出の方法により行う。標本となる荒茶工場の抽出方法については、**別添３**の「４　荒茶工場の抽出方法」を参照。

ウ　農林業経営体については、全数階層と標本階層に区分し、全数階層は全数調査により、標本階層は原則として無作為抽出により行う。ただし、一部有意抽出により行う場合がある。標本となる農林業経営体の抽出方法については、**別添３**の「３　農林業経営体の抽出方法」を参照。

（３）報告義務者

ア　関係団体等又は農林業経営体を代表する者

イ　関係団体等又は農林業経営体を代表する者が後記５に掲げる事項について報告することができないときは、地方農政局等の職員が指定する関係団体等の役職員又は農林業経営体の世帯員が、これに代わって報告しなければならない。

５　報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

（１）報告を求める事項（詳細は、別紙「調査事項」を参照）

ア　作付面積調査

作物の種類別作付面積

イ　収穫量調査

作物の種類別収穫量（果樹にあっては出荷量を含む。）

〔集計しない事項の有無〕　□無　■有

農林業経営体用の調査票に設けている出荷先の割合については、調査結果の集計過

程において、関係団体等から得られた報告との間で集計が重複しないよう、農林業経営体の報告を、関係団体等への出荷と関係団体等以外への出荷に按分するための項目であるため、集計は行わない。

農林業経営体用の調査票の本年及び来年以降の作付（栽培）に関する事項は、農林業経営体が集計対象であるかを確認するための項目であるため、集計は行わない。

作付面積、収穫量の増減要因等に関する事項は、前年からの変動要因を確認するための項目であるため、集計は行わない。

（２）基準となる期日又は期間

調査ごと及び作物ごとに農林水産大臣が定める調査期日（**別添１**の「２　作付面積調査」及び「４　収穫量調査」を参照）現在によって行う。

６　報告を求めるために用いる方法

（１）調査系統

ア　全数階層の農林業経営体に対する調査

農林水産省－地方農政局等（注４）－報告者
└（統計調査員）┘

回収については、地方農政局等経由（郵送又はオンライン）でも可。

イ　関係団体等及び標本階層の農林業経営体に対する調査

〔調査票の配布〕：農林水産省－民間事業者－報告者

〔調査票の回収〕：報告者－民間事業者－地方農政局等－農林水産省

（注４）地方農政局等のうち、内閣府沖縄総合事務局農林水産センターは、内閣府沖縄総合事務局を経由して農林水産省との間における事務を行う。

（２）調査方法

ア　全数階層の農林業経営体に対する調査

■郵送調査 ■オンライン調査（■政府統計共同利用システム □独自のシステム
■電子メール） ■調査員調査　■その他（職員調査）

〔調査方法の概要〕

職員又は統計調査員が報告者に調査票を配布する。

次に掲げるいずれかの方法により調査票の回収を行う。

①　職員又は統計調査員が、訪問して報告者が記入した調査票を回収し、若しくは報告者が郵送又はオンライン（政府統計共同利用システム若しくは電子メール）により提出する方法

②　職員又は統計調査員が、訪問して面接聞き取りにより調査票に記入する方法

イ　関係団体等及び標本階層の農林業経営体に対する調査

■郵送調査 ■オンライン調査（■政府統計共同利用システム □独自のシステム □電子メール） □調査員調査 □その他（ ）

〔調査方法の概要〕

農林水産省から業務を受託した民間事業者が、郵送により、報告者に調査票及びオンライン回答用のID・PWを配布する。

報告者は、郵送された調査票に記入し民間事業者に郵送で回答、若しくは政府統計共同利用システムを利用して回答する。

7 報告を求める期間

（１）調査の周期

□１回限り □毎月 □四半期 ■１年 □２年 □３年 □５年 □不定期 □その他（ ）

令和８年産の調査から５年ごとに全国調査を行い、それ以外の年には主産県の調査を行う（**別添１**の「２ 作付面積調査」及び「４ 収穫量調査」を参照）。

（２）調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査票の提出時期については、統計部長が定める時期とする。(注５)

（注５）作物や地域によって収穫時期が異なるため、統計部長が、地域の実情を踏まえて調査票の提出期限を定める。

8 集計事項

前記５（１）に掲げる事項について、都道府県別等に集計する。

詳細については、**別添４**を参照。

なお、集計に当たっては、前記６により得られた結果について地方農政局等の職員又は統計調査員による巡回・見積り及び情報収集(注６)によって補完するほか、行政記録情報等から得られる情報を活用する。

（注６）「巡回・見積り」とは、現地に赴き、目的とする作物の作付状況の目視による確認などを内容とする。「情報収集」とは、当該地域の農林業経営体への聞き取りや、地方公共団体が有する行政記録情報等の閲覧などを内容とする。

9 調査結果の公表の方法及び期日

（１）公表の方法（■e-Stat □インターネット（e-Stat以外） □印刷物 □閲覧（ ））

（２）公表の期日

各調査結果の公表予定時期は、**別添５**を参照。

10 使用する統計基準等

□使用する→□日本標準産業分類 □日本標準職業分類 □その他（ ）

■使用しない

本調査は、専ら農産物に関する調査であり、日本標準産業分類を適用する余地が小さいことから使用しない。

11　調査票情報の保存期間及び保存責任者

関係書類名	保存期間	保存責任者
調査票の原票	５年	地方農政局等の長
調査票の内容を収録した電磁的記録	永年	農林水産省大臣官房統計部長

12　立入検査等の対象とすることができる事項

本調査の事務に従事する職員は、正確な報告を確保する特段の必要があるときは、前記５（１）に掲げる事項について、農林業経営体及び関係団体等に対して、資料の提出を求め、又は必要な場所の立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

別添1

作物統計調査の調査期日及び調査範囲

調　　査	作　　物	調査期日	区　　域
1　耕地面積調査	ー	7月15日	全国の区域
2　作付面積調査	小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦、大豆、そば、なたね	収穫期	全国の区域
	陸稲、かんしょ、えん麦（緑肥用）	収穫期	主産県の区域（全国作付面積のおおむね８割を占めるまでの上位都道府県） ただし、令和８年産から５年ごとに全国の区域
	牧草、青刈りとうもろこし、ソルゴー、その他飼料作物 なお、その他の飼料作物は、全国調査年のみ調査	収穫期	主産県の区域（全国作付(栽培)面積のおおむね８割を占めるまでの上位都道府県及び農業競争力強化基盤整備事業による飼料作物に係る事業を実施する都道府県） ただし、令和８年産から５年ごとに全国の区域
	てんさい	収穫期	北海道の区域
	さとうきび	収穫期	鹿児島県及び沖縄県の区域
	茶	7月15日	主産県の区域（全国栽培面積のおおむね８割を占めるまでの上位都道府県及び畑作物共済事業を実施する都道府県） ただし、令和８年産から５年ごとに全国の区域
	みかん、その他かんきつ類、りんご、ぶどう、日本なし、西洋なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル	収穫期	主産県の区域（全国栽培面積のおおむね８割を占めるまでの上位都道府県及び果樹共済事業を実施する都道府県） ただし、令和８年産から５年ごとに全国の区域
	キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト（トマト、ミニトマト）、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン（ピーマン、ししとう）、ほうれんそう、レタス（サラダ菜を除く。）、アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン（メロン、温室メロン）、やまのいも（やまのいも、ながいも）、れんこん	収穫期	主産県の区域（全国作付面積のおおむね８割を占めるまでの上位都道府県、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業を実施する都道府県及び畑作物共済事業を実施する都道府県。指定野菜にあっては、これに野菜生産出荷安定法に基づき指定する野菜指定産地を含む都道府県を加えた都道府県） ただし、令和７年産から５年ごとに全国の区域
	花き 切り花類、球根類、鉢もの類及び花壇用苗もの類並びに花き計の生産額に占める割合が１％以上の品目 なお、全国調査年においては、きくの内訳品目（輪ぎく、スプレイぎく及び小ぎく）についても調査	収穫期	主産県の区域（全国作付（収穫）面積のおおむね８割を占めるまでの上位都道府県） ただし、令和７年産から５年ごとに全国の区域

調　　査	作　　物	調査期日	区　　域
3　予想収穫量調査	水稲	９月25日	全国の区域
		10月25日	全国の区域
4　収穫量調査	水稲、小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦、大豆、そば、なたね	収穫期	全国の区域
	陸稲、かんしょ		主産県の区域（全国作付面積のおおむね８割を占めるまでの上位都道府県） ただし、令和８年産から５年ごとに全国の区域
	牧草、青刈りとうもろこし、ソルゴー		主産県の区域（全国作付(栽培)面積のおおむね８割を占めるまでの上位都道府県及び農業競争力強化基盤整備事業による飼料作物に係る事業を実施する都道府県） ただし、令和８年産から５年ごとに全国の区域
	てんさい		北海道の区域
	さとうきび		鹿児島県及び沖縄県の区域
	茶		年間計調査は、主産県の区域（全国栽培面積のおおむね８割を占めるまでの上位都道府県及び畑作物共済事業を実施する都道府県） ただし、令和８年産から５年ごとに全国の区域 一番茶調査は、主産県の区域（年間計調査の直近の全国調査年で調査した一番茶期の生葉収穫量の多い上位３都道府県及び畑作物共済事業を実施する都道府県）のみ調査
	みかん（早生温州（うち、ハウスみかん、極早生みかん）、普通温州）、りんご、ぶどう、日本なし、西洋なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ		主産県の区域（全国栽培面積のおおむね８割を占めるまでの上位都道府県及び果樹共済事業を実施する都道府県） ただし、令和８年産から５年ごとに全国の区域
	パインアップル		沖縄県の区域
	キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト（トマト、ミニトマト）、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン（ピーマン、ししとう）、ほうれんそう、レタス（サラダ菜を除く。）、アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン（メロン、温室メロン）、やまのいも（やまのいも、ながいも）、れんこん		主産県の区域（全国作付面積のおおむね８割を占めるまでの上位都道府県、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業を実施する都道府県及び畑作物共済事業を実施する都道府県。指定野菜にあっては、これに野菜生産出荷安定法に基づき指定する野菜指定産地を含む都道府県を加えた都道府県） ただし、令和７年産から５年ごとに全国の区域
	花き 切り花類、球根類、鉢もの類及び花壇用苗もの類並びに花き計の生産額に占める割合が１％以上の品目 なお、全国調査年においては、きくの内訳品目（輪ぎく、スプレイぎく及び小ぎく）についても調査		主産県の区域（全国作付（収穫）面積のおおむね８割を占めるまでの上位都道府県） ただし、令和７年産から５年ごとに全国の区域

別添２

作付面積調査及び収穫量調査に係る作物の選定基準

農林水産大臣の定める基準は、次の各号のいずれかに該当する種類の作物であることとする。

１　食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第17条第１項の規定により定められた食料・農業・農村基本計画（令和７年４月11日閣議決定）において生産量や作付面積等のKPIが設定された作物の種類(注)又は食料・農業・農村基本計画（令和２年３月31日閣議決定）において生産努力目標が定められた作物の種類であること。

（注）野菜について生産量や作付面積等のKPIが設定された場合にあっては野菜のうち野菜生産出荷安定法施行令（昭和41年政令第224号）第１条に規定する種類及び野菜生産出荷安定法施行規則（昭和41年農林省令第36号）第８条に規定する種類に限り、果樹について生産量や作付面積等のKPIが設定された場合にあっては果樹のうち果樹農業振興特別措置法施行令（昭和36年政令第145号）第２条に規定する種類に限る。

２　調査の結果が得られた直近の２年間連続して耕種部門全体の農業産出額に占める産出額の割合が１パーセント以上である作物（１に規定する作物を除く。）の種類（花きが該当する場合にあっては、花き全体の産出額に占める産出額の割合が１パーセント以上である種類に限る。）

別添３

標本の抽出方法

１　標本単位区の抽出方法

標本単位区の抽出方法は、次のとおりとする。

(1)　単位区の編成

地方農政局等の長（地方農政局長、北海道農政事務所長及び内閣府沖縄総合事務局農林水産センター長。以下別添３において同じ。）は、空中写真（衛星画像等）に基づき全国の全ての土地を隙間なく区分した200m四方（北海道にあっては400m四方）の格子状の区画のうち、地方農政局等の管轄区域内の区画を、耕地が存在する区画（以下「単位区」という。）と耕地が存在しない区画に区分し、単位区を編成する。

(2)　単位区の階層分け

地方農政局等の長は、(1)の単位区を、その耕地の地目により分類し、同一の分類に属するものをもって地目階層を編成し、次いで、ほ場整備の状況等により分類し、同一の分類に属するものをもって性格階層を編成し、性格階層別単位区リストを作成する。

(3)　標本の大きさの算出

農林水産省大臣官房統計部長（以下「統計部長」という。）は、都道府県別に耕地の田畑別面積についての調査結果が一定の目標精度を保持するよう、必要な標本の大きさを算出し、地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下別添３において同じ。）に通知する。

内閣府沖縄総合事務局長にあっては、通知された標本の大きさを農林水産センター別の耕地の田畑別面積についての調査結果が十分な精度を保持するよう、必要な標本の大きさを農林水産センター別に算出し、農林水産センターの長に通知する。

(4)　標本の配分

地方農政局等の長は、(3)により通知された標本の大きさを、都道府県別（沖縄県にあっては、農林水産センターの管轄区域別）の地目階層別に、総単位区数に耕地の田畑別面積の母標準偏差を乗じた積に比例して配分し、次いで、地目階層別の標本の大きさを、性格階層別に当該性格階層の総単位区数に比例して配分する。

(5)　標本の抽出

地方農政局等の長は、(4)により配分した性格階層別の標本を、(2)により作成した性格階層別単位区リストから系統抽出法により抽出する。

2　作況標本筆の抽出方法

作況標本筆の抽出方法は、次のとおりとする。

(1)　単位区の階層分け

地方農政局等の長は、単位区のうち水稲の栽培の用に供される単位区を、水稲の生産力等により分類し、同一の分類に属するものをもって階層を編成する。

(2)　標本の大きさの算出

統計部長は、都道府県別に水稲の 10a 当たり収量についての調査結果が一定の目標精度を保持するよう、必要な標本の大きさを算出し、地方農政局長に通知する。

(3)　標本の配分

地方農政局長は、通知された標本の大きさを、階層別に水稲の作付面積に 10a 当たり収量の母標準偏差を乗じた積に比例して配分する。

(4)　標本の抽出

地方農政局長は、(3)により階層別に配分した数の標本を当該階層から田の耕地面積に比例して抽出し、次いで、当該標本内にある水稲の作付けされた筆から無作為に作況標本筆を１筆抽出する。

3　農林業経営体の抽出方法

陸稲、麦類、大豆、かんしょ、飼料作物、そば、なたね、茶、果樹、野菜及び花きに係る作付面積調査並びに収穫量調査（茶については作付面積調査に限る。）における農林業経営体の抽出方法については、次のとおりとする。

(1)　母集団名簿の作成

統計部長は、調査実施時期に利用可能な直近の農林業センサスにおける農林業経営体調査結果から、調査対象作物を作付けし、かつ、関係団体等以外に出荷した農林業経営体を抽出し、都道府県別・作物別に、作付面積の大きい順に配列して、母集団名簿を作成する。

ただし、飼料作物については、農林業センサスの飼料作物の作付けに関する調査項目

がないため、牛を飼っている、かつ田・畑（牧草地）耕地がある農林業経営体及び農作業の受託料金収入で飼料用作物作がある農林業経営体とする。

なお、次年度以降は、農業構造動態調査の結果を踏まえた情報収集等により毎年補正を行う。

(2)　階層の設定

(1)で作成した母集団について次のとおり階層分けを行う。

大規模階層：都道府県別・作物別の母集団名簿において、作物ごとの作付面積が大きいものから順に、おおむね 10 経営体（調査全体として、約 16,000 経営体を想定）。ただし、野菜、花きについては、同一の農林業経営体が複数の作物を作付けている場合があり、同一の農林業経営体に複数の作物について回答を求める場合がある（中規模階層及び小規模階層も同様）。

中規模階層：都道府県別・作物別に、作付面積の大きい順に農林業経営体の作付面積を累積し、農林業センサスの結果から得られた作付面積のおおむね８割(注)を占めるまでの範囲の農林業経営体（大規模階層に該当するものを除く。）

（注）「おおむね８割」とは、①直近の関係団体等に対する作付面積調査から得られた作付面積、②母集団情報から得られる大規模階層及び中規模階層の経営体の作付面積を合わせたもので判断する。

小規模階層：大規模階層及び中規模階層以外の経営体

(3)　標本の大きさの算出

(2)で作成した階層別の母集団名簿を用い、次のとおり報告者数を算出する。

大規模階層：母集団の全数とする。

中規模階層：母集団の約５分の１の数とする。

小規模階層：作物別に面積及び収穫量の調査結果が一定の目標精度を保持するよう、必要な標本の大きさを算出する（令和７年産以降、当分の間は、収穫量調査の 10a 当たり収量の標準誤差をもとに算出する。）。

(4)　標本の抽出

(3)により算出された標本の大きさに相当する農林業経営体を、階層別に系統抽出法又は調査対象作物の作付面積に基づく確率比例抽出により抽出する。

なお、野菜工場等、推計結果に大きな影響を与え得る農林業経営体の情報を事前に把

握している場合は、中規模階層又は小規模階層の農林業経営体であっても、有意に選定する。

また、毎年全国調査を行う作物にあっては、中規模階層及び小規模階層の農林業経営体のうち、２分の１の農林業経営体を継続標本とする。毎年全国調査を行わない作物にあっては、主産県の中規模階層の農林業経営体のうち、２分の１の農林業経営体を継続標本とする一方で、主産県の小規模階層及び非主産県の農林業経営体については、全国調査の都度（５年おきに）(注)、選定をし直す。ただし、母集団の大きさ及び階層別の分散状況により、標本の変更を行わない場合がある。

（注）主産県の小規模階層と非主産県の農林業経営体については、全国調査のときのみ調査を行う。

４　荒茶工場の抽出方法

収穫量調査のうち､茶調査に係る標本荒茶工場の配分及び抽出方法は次のとおりとする。

(1)　荒茶工場母集団の整備・補正

地方農政局等の長は、全国調査の実施年において、「荒茶工場母集団一覧表」に掲載された荒茶工場への郵送・オンラインによる照会結果により操業状況を確認（全国調査年及びその前年に調査対象となった荒茶工場を除く。）するとともに、作付面積調査の報告者となる農林業経営体に対する確認（農林業経営体自らが荒茶加工をしているか否かについての確認）により、母集団一覧表を更新する。また、主産県調査の実施年において、事業所母集団データベース及び作付面積調査の報告者となる農林業経営体に対する確認により、荒茶工場の休業・廃止又は新設があった場合には削除又は追加をし、また、茶栽培面積、生葉の移出入等大きな変化があった場合には当該荒茶工場について母集団一覧表を整備・補正する。

(2)　母集団の階層分け及び標本の配分

統計部長は、母集団一覧表に基づき、都道府県別に次の方法により標本の大きさを算出し、地方農政局長に通知する。

ア　階層の設定

母集団一覧表の荒茶工場別の年間計荒茶生産量を指標とし、都道府県別の荒茶工場を全数調査階層と標本調査階層に区分する。

イ　標本の大きさの算出

都道府県別の標本の大きさは、全数調査階層の荒茶工場数と標本調査階層の荒茶工場数を足したものとし、標本調査階層については一定の精度が確保できるよう標本の大きさを算出する。この場合、全数調査階層は荒茶生産量規模別の分布状況に応じて

別途統計部長が定める一定生産量以上を有する工場の階層とし、残りを標本調査階層とする。

また、標本調査階層にあっては、階層内分散が小さく、階層間分散が大きくなるように最大で３程度の階層に区分する。

ウ　標本調査階層内の標本配分

階層ごとの荒茶工場の年間計荒茶生産量（母集団リスト値）の標準偏差を基に、標本調査階層を区分した各階層の標本の大きさを配分する。

(3)　標本の抽出

地方農政局長は、(2)により通知された標本の大きさに相当する荒茶工場を、階層別に系統抽出法により抽出する。

別添４

作物統計調査　集計事項一覧

番号	作物	調査区分	集計内容	集計区分	備考	集計地域			
						全国	農業地域	都道府県	左記以外の地域
1	－	耕地面積調査	田畑別耕地面積	(1)田畑計、(2)田、(3)畑		●	●	●	
2			本地・けい畔別耕地面積	(1)田畑計、(2)田、(3)畑		●	●	●	
3			畑耕地の種類別面積	(1)普通畑、(2)樹園地、(3)牧草地	樹園地については、作付面積調査の結果を活用	●	●	●	
4			耕地の拡張・かい廃面積	(1)田畑計、(2)田、(3)畑	かい廃の内訳として荒廃農地を表章する。	●	●	●	
5	水稲	予想収穫量調査（９月25日現在）	作付面積（総数、主食用）、10ａ当たり予想収量、予想収穫量（主食用）、作況単収指数		早期、普通期栽培等の区分がある県は、早期栽培、普通期栽培等ごとにも区分して表章する。	●	●	●	
6			主な収量構成要素		早期、普通期栽培等の区分がある県は、早期栽培、普通期栽培等ごとにも区分して表章する。			●	
7			作況単収指数（作柄表示地帯別）					●（作柄表示地帯）	
8		予想収穫量調査（10月25日現在）	作付面積（子実、主食用）、10ａ当たり予想収量、予想収穫量（子実、主食用）、作況単収指数			●	●	●	
9			作況単収指数（作柄表示地帯別）					●（作柄表示地帯）	
10	水陸稲	収穫量調査（水陸稲計）	作付面積、収穫量			●	●	●	
11		収穫量調査（水稲）	作付面積（子実、主食用）、10ａ当たり収量、収穫量（子実、主食用）、作況単収指数			●	●	●	
12		収穫量調査（陸稲）	作付面積、10ａ当たり収量、収穫量			●	●	●	陸稲については、主産県調査年は全国、主産県
13		収穫量調査（水稲）	収量構成要素			●	●	●	
14			作況単収指数（作柄表示地帯別）					●（作柄表示地帯）	
15			玄米のふるい目幅別重量分布			●	●	●	
16			玄米のふるい目幅別10ａ当たり収量			●	●	●	
17	麦類	作付面積調査	麦類（子実）作付面積	(1)小麦、(2)二条大麦、(3)六条大麦、(4)はだか麦	田畑別に表章する。	●	●	●	
18	大豆、そば、かんしょ、なたね		大豆（乾燥子実）、そば、かんしょ、なたね作付面積	(1)かんしょ、(2)大豆、(3)そば、(4)なたね	かんしょ、大豆及びそばは、田畑別に表章する。	●	●	●	かんしょについては、主産県調査年は全国、主産県
19	飼料作物		飼料作物作付（栽培）面積	(1)飼料作物計、(2)牧草、(3)青刈りとうもろこし、(4)ソルゴー	田畑別に表章する。	●	●	●	主産県調査年は、全国、主産県
20			えん麦（緑肥用）作付面積		田畑別に表章する。	●	●	●	主産県調査年は、全国、主産県
21	麦類、大豆、そば、かんしょ、なたね、飼料作物	収穫量調査	作付面積、10ａ当たり収量、収穫量		❶麦類については、小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦別に表章。また、北海道の小麦については、春まき及び秋まき別に表章する。 ❷宮崎県及び鹿児島県のかんしょについては、内訳としてでん粉原料用仕向け量を表章する。 ❸飼料作物については、牧草、青刈りとうもろこし及びソルゴー別に表章する。	●	●	●	かんしょ及び飼料作物については、主産県調査年は全国、主産県
22	てんさい	作付面積調査・収穫量調査	作付面積、10ａ当たり収量、収穫量						北海道
23	さとうきび	作付面積調査・収穫量調査	栽培面積、収穫面積、10ａ当たり収量、収穫量		作型（夏植、春植及び株出）別に表章する。	●			鹿児島県、沖縄県（鹿児島県の屋久島以外の島しょ部については、鹿児島県が保有する情報を活用）
24	茶	作付面積調査	栽培面積			●	●	●	主産県調査年は、全国、主産県
25		収穫量調査	摘採面積、生葉収穫量、荒茶生産量、10ａ当たり生葉収量、摘採面積率、製茶歩留まり		年間計及び一番茶の別に表章する。	●	●	●	主産県調査年は、主産県計、主産県
26	果樹	作付面積調査	果樹栽培面積	(1)みかん、(2)その他かんきつ類、(3)りんご、(4)日本なし、(5)西洋なし、(6)かき、(7)びわ、(8)もも、(9)すもも、(10)おうとう、(11)うめ、(12)ぶどう、(13)くり、(14)パインアップル、(15)キウイフルーツ		●	●	●	主産県調査年は、全国、主産県
27		収穫量調査	結果樹面積、10ａ当たり収量、収穫量、出荷量	(1)みかん、(2)りんご、(3)日本なし、(4)西洋なし、(5)かき、(6)びわ、(7)もも、(8)すもも、(9)おうとう、(10)うめ、(11)ぶどう、(12)くり、(13)キウイフルーツ	内訳等がある品目については、併せて表章する。	●	●	●	主産県調査年は、全国、主産県
28			栽培面積、収穫面積、10ａ当たり収量、収穫量、用途別出荷量	パインアップル					沖縄県、沖縄本島、八重山 栽培面積については、沖縄県
29			用途別出荷量	(1)みかん、(2)りんご					主産県計、主産県
30	野菜	作付面積調査・収穫量調査	作付面積、10ａ当たり収量、収穫量、出荷量	(1)だいこん、(2)かぶ、(3)にんじん、(4)ごぼう、(5)れんこん、(6)ばれいしょ、(7)さといも、(8)やまのいも、(9)はくさい、(10)こまつな、(11)キャベツ、(12)ちんげんさい、(13)ほうれんそう、(14)ふき、(15)みつば、(16)しゅんぎく、(17)みずな、(18)セルリー、(19)アスパラガス、(20)カリフラワー、(21)ブロッコリー、(22)レタス（サラダ菜を除く。）、(23)ねぎ、(24)にら、(25)たまねぎ、(26)にんにく、(27)きゅうり、(28)かぼちゃ、(29)なす、(30)トマト、(31)ピーマン、(32)スイートコーン、(33)さやいんげん、(34)さやえんどう、(35)グリーンピース、(36)そらまめ、(37)えだまめ、(38)しょうが、(39)いちご、(40)メロン、(41)すいか	内訳等がある品目については、併せて表章する。	●	●	●	主産県調査年は、全国、主産県
31			用途別出荷量	(1)だいこん、(2)にんじん、(3)ばれいしょ、(4)さといも、(5)はくさい、(6)キャベツ、(7)ほうれんそう、(8)ブロッコリー、(9)レタス（サラダ菜を除く。）、(10)ねぎ、(11)たまねぎ、(12)きゅうり、(13)なす、(14)トマト、(15)ピーマン		●	●	●	主産県調査年は、全国、主産県
32			作付面積、収穫量、出荷量	(1)だいこん、(2)にんじん、(3)ばれいしょ、(4)さといも、(5)はくさい、(6)キャベツ、(7)ほうれんそう、(8)ブロッコリー、(9)レタス（サラダ菜を除く。）、(10)ねぎ、(11)たまねぎ、(12)きゅうり、(13)なす、(14)トマト、(15)ピーマン					野菜指定産地計、野菜指定産地を包括する市町村及びばれいしょのうち北海道の全市町村
33	花き	作付面積調査・収穫量調査	作付（収穫）面積、出荷量	(1)切り花類、(2)球根類、(3)鉢もの類、(4)花壇用苗もの類	❶品目については花き計の生産額に占めるシェアが１％以上の品目を表章する。 ❷内訳等がある品目については、併せて表章する。	●	●	●	主産県調査年は、全国、主産県

別添5

調査結果の公表予定時期

調　　査	作　　物		公表予定時期	
			概要	詳細
耕地面積調査	―		10月下旬	翌年９月下旬
作付面積調査	陸稲		12月上旬	翌年２月下旬
	麦類		11月下旬	翌年３月下旬
	大豆		―	翌年５月上旬
	そば		―	翌年５月上旬
	かんしょ		翌年２月上旬	翌年６月下旬
	なたね		12月下旬	翌年４月上旬
	飼料作物、えん麦（緑肥用）		翌年３月上旬	翌年８月下旬
	甘味資源作物	てんさい	翌年１月下旬	翌年４月下旬
		さとうきび	翌年７月上旬	翌年８月下旬
	茶		10月中旬	翌年３月下旬
	果樹	びわ、おうとう、うめ	11月下旬	翌年12月下旬
		もも、すもも	翌年１月下旬	
		日本なし、ぶどう	翌年２月中旬	
		西洋なし、かき、くり	翌年４月中旬	
		りんご、みかん、その他かんきつ類	翌年５月下旬	
		キウイフルーツ	翌年８月上旬	
		パインアップル	翌年８月下旬	
	野菜	春野菜、夏秋野菜、たまねぎ	翌年４月下旬	翌年12月下旬
		春植えばれいしょ	翌年２月上旬	
		秋冬野菜、特定野菜等	翌年８月下旬	
	花き		翌年６月下旬	翌年10月中旬
予想収穫量調査	水稲	（９月25日現在）	―	10月中旬
		（10月25日現在）		11月中旬
収穫量調査	水稲		12月上旬	翌年２月下旬
	陸稲		12月上旬	翌年２月下旬
	麦類		11月下旬	翌年３月下旬
	大豆		―	翌年５月上旬
	そば		―	翌年５月上旬
	かんしょ		翌年２月上旬	翌年６月下旬
	なたね		12月下旬	翌年４月上旬
	飼料作物		翌年３月上旬	翌年８月下旬
	甘味資源作物	てんさい	翌年１月下旬	翌年４月下旬
		さとうきび	翌年７月上旬	翌年８月下旬
	茶	（一番茶）	８月中旬	翌年６月下旬
		（年間計）	翌年２月中旬	
	果樹	びわ、おうとう、うめ	11月下旬	翌年12月下旬
		もも、すもも	翌年１月下旬	
		日本なし、ぶどう	翌年２月中旬	
		西洋なし、かき、くり	翌年４月中旬	
		りんご、みかん	翌年５月下旬	
		キウイフルーツ	翌年８月上旬	
		パインアップル	翌年８月下旬	
	野菜	春野菜、夏秋野菜、たまねぎ	翌年４月下旬	翌年12月下旬
		春植えばれいしょ	翌年２月上旬	
		秋冬野菜、特定野菜等	翌年８月下旬	
	花き		翌年６月下旬	翌年10月中旬

（注）令和５年産に係る調査については、令和六年能登半島地震に伴う集計事務の支障により、石川県について、概要の公表ができないものもある。

（調査事項）

１　面積調査

（1）耕地面積調査

耕地の田畑別面積、耕地の田畑別の拡張及びかい廃面積

（2）作付面積調査

調査対象作物の作付（栽培）面積

２　作況調査

（1）水稲

主な収量構成要素、10ａ当たり収量等

（2）水稲以外の作物

調査対象作物ごとに以下の項目（ただし、品目に応じ個別の調査事項は異なる。）

・作付面積（栽培面積）

・収穫量（花きを除く。）

・出荷量（果樹、野菜及び花きに限る。）

・出荷先別割合（農林業経営体への調査に限る。）

作物統計　推計方法

具体の記載
1　面積調査 (1) 耕地面積調査 「標本単位区の台帳面積の合計」に対する「対地標本実測調査により得られた標本単位区の現況見積り面積の合計」の比率を「母集団（全単位区）の台帳面積の合計」に乗じ、これに台帳補正率（台帳面積に対する実面積の比率）を乗じることにより、全体の面積を推定している。 また、職員又は統計調査員による巡回・見積り及び職員による情報収集の結果により補完している。 (2) 水稲以外の作付（栽培）面積調査 集計結果は、関係団体等への調査の単純積算に、標本経営体への調査結果を基に算出した、全数調査階層の集計値に標本調査階層の推定値を加え、職員又は統計調査員による巡回・見積り及び職員による情報収集の結果により補完し集計している。 2　作況調査 (1) 水稲 ア　10ａ当たり玄米重の算定 (ｱ) 予想収穫量調査 刈取りが行われる前に調査を実施するため、穂数、１穂当たりもみ数及び千もみ当たり収量等のうち実測可能な項目については実測値、実測が不可能な項目については過去の気象データ、実測データ等を基に作成した予測式により算定した推定値を用いることとし、これらの数値の積により10ａ当たり玄米重を予測する。 (ｲ) 収穫量調査 各作況標本筆について、一定株数（１㎡分×３か所の株数）の稲を刈り取り、脱穀・乾燥・もみすりを行った後に、農産物規格規程に定める三等の品位以上に相当するよう選別を行い、10ａ当たり玄米重を決定する。 なお、予想収穫量調査において、収穫期を迎えている場合、同様の方法で、10a当たり玄米重を決定する。 イ　10ａ当たり収量の推定 各作況標本筆の10ａ当たり玄米重に収穫時のコンバインロス率（コンバインを使用して収穫する際に発生する収穫ロス）による補正を行い、作況標本筆１筆ごとの10ａ当たり収量を算出。１筆ごとの10ａ当たり収量を基に都道府県別の10ａ当たり収量平均値を推定し、これに被害データ等を加味して検討を行い、都道府県別の10ａ当たり収量を推定する。 作況標本筆を設置していない都道府県については、作況基準筆（10ａ当たり収量を巡回・見積りにより把握する際の基準とするものとして有意に選定した筆をいう。）の実測結果を基準とした巡回・見積り並びに情報収集により、10ａ当たり収量を推定する。

ウ　収穫量

作況標本筆の刈取り調査結果等から推定した 10 a 当たり収量に作付面積を乗じて収穫量を求める。

(2) 茶（摘採面積、生葉収穫量及び荒茶生産量）

荒茶工場に対する調査結果を基に算出した、全数調査階層の集計値に標本調査階層の各階層の推定値を加えて算出し、必要に応じて職員又は統計調査員による巡回・見積り及び職員による情報収集により補完している。

(3) 水稲及び茶以外の作物

収穫量は、関係団体調査及び標本経営体調査結果から得られた作付面積及び収穫量を基に算出した 10a 当たり収量（関係団体調査にあっては、標本経営体調査結果による自家消費等の量を勘案して算出）に作付面積を乗じて算出している。

また、必要に応じて職員又は統計調査員による巡回及び職員による情報収集により補完している。

作物統計　目標精度

具体の記載
Ⅰ　目標精度 1　面積調査 (1) 耕地面積調査 耕地面積が的確に把握できるよう、都道府県別に田畑別の耕地面積の大小、それぞれの全国面積に占めるカバレッジ等を考慮し、0.47～9.10%の目標精度を設定している。 (2) 水稲以外の作付面積調査 令和7年産から作況調査と一体的に調査を行うこととなったことから、当分の間は、作況調査の目標精度に基づく設定とする。 2　作況調査 (1) 水稲 道府県別の10a当たり玄米重に対し、全国の収穫量に占める道府県別の収穫量の割合を考慮し約１～２%の目標精度を設定している。 (2) 水稲以外の作物 全国の10a当たり収量の精度について、全国の調査精度(おおむね２～３%)が確保されるよう、全国収穫量に対する累積収穫量シェアに応じて作物別・都道府県別に設定している。 Ⅱ　想定回収率 過去の全国の実績有効回答率を基に品目ごとに設定している。